

Title	大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計：延宝二年より明治五年まで
Sub Title	Statistical survey on the population of Komi-mura, Motosu-gun, Mino-no-kuni : 1674-1872
Author	野村研究会神海村共同研究班
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.10/11 (1960. 11) ,p.978(166)- 1020(208)
JaLC DOI	10.14991/001.19601101-0166
Abstract	
Notes	野村兼太郎博士追悼
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19601101-0166

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計

—延宝二年より明治五年まで—

野村研究会
神海村共同研究班

はじめに——村況

美濃国の北限、本巢郡の根尾谷に発する根尾川はやがて揖斐郡と本巢郡の境界をなしながら山間部を南下して濃尾平野に出る。濃尾平野にいずれも、直ちに糸貫川、藪川の二つに分流して、平野中央部でそれぞれ長良川、揖斐川に合流する。この根尾川の山間部における東岸が本巢郡であるが、山間部と平野部の境目に位置する山口村から北に遡って、木知原村、神海村、佐原村、川内村、木倉村、金原村、奥村の諸村落があり、江戸時代にはこれら八ヶ村は大垣藩領であって、外山筋と呼ばれる大庄屋支配の管轄単位であった。明治以後は平野部に突き出た山口村を除いた村々が連合して外山村となり、村々は大字となった。

外山村の名称は戦国期の史料にすでに見えている。京都山科在の

勸修寺が大永五年に美濃国所在の寺領のうち不知行ないし押領された寺領の目録をつくっている。これによると大野東郡のうちに「当代不知行」の河崎庄、「当地近年押領」の上秋庄、本巢郡のうちに「当代不知行」の外山村の三ヶ所があげられている。外山村にかんする記載を引用しよう。

- 東限 山県郡界山根並穴和布苜山東
- 南限 井鼻皇岡崎正老糸南繩
- 西限 藪河
- 四至
- 北限 高坂峯並佐々峯
- 田十七町 畠八丁余
- 糸四十兩余 八丈絹三十四疋 綿千六十兩
- 弘紙七百帖

右の史料の示す四至は江戸時代の外山筋八ヶ村の四至と大体一致

している。不知行とある通り、一時は勸修寺領であったことを示しているが、立庄された庄園ではなく、国衙領を寺領化して年貢を納めさせていたようである。本年貢のほかは、養蚕業の結実である真綿・糸・織物と、手工業製品である紙をあげている。江戸時代に入っても紙舟役を課せられており、しかも正保二年の郷帳をみると、本巢郡で紙舟役を課せられているのは外山筋と根尾筋のみであって、漉紙は特産品であったようである。

さてこれらの村々に対する近世領主的把握が行なわれたのは天正十七年の石田三成・浅野長政を奉行として施行された大閣検地であった。この時、中世の外山村は八ヶ村に分離してそれぞれを単位として検地をうけたと思われる。

ついで慶長十四・五年に徳川家康の命をうけて大久保石見守長安が美濃一國検地を行なった。この頃までの外山村の領地関係はよく判らないが、元和二年の美濃国村高御領地改帳によれば外山八ヶ村は「御蔵入 栗奈賀代官仕分」とあり、他の記録によると元和五年から寛永十九年までは美濃郡代岡田將監支配であったといひ、いずれにしても元和以降寛永十九年までは幕府直轄領であった。

寛永十二年に尾崎城主として五万石を領していた戸田氏鏡が大垣城に移されて十萬石を封与されたが、氏鏡は翌十三年にその封地のうち、石津郡の三ヶ村、大野郡の三ヶ村と、本巢郡根尾村とを替地した。この替地は根尾村から産出する材木・薪炭を確保するのが目的であったようである。更に寛永十九年に至って大野郡の五ヶ村

大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計

と外山八ヶ村とを替地した。この替地は根尾村が戸田氏の領邑から飛地になっていたため、根尾村から伐りだした薪材「段木」を根尾川によって川下しするの不便であったことから、根尾川左岸の外山八ヶ村を領邑のうちに入れて「段木」川下しのさい、外山八ヶ村の百姓を使役しようとしたためである。こうして本巢郡のうち山間部の村々はすべて大垣藩領となった。

正保二年に幕府は美濃郡代岡田將監・大垣城主戸田氏鏡らに命じて美濃国々絵図と郷帳を作成させたが、これを機として氏鏡はその領邑の内検地を行なった。

この正保検地によって打出された村高と、大閣検地の時の村高を比較して、外山八ヶ村の近世初頭以来の石高評価の変化をみることにしよう。第1表に示したように約六〇年間に外山八ヶ村全体で三・六倍に当る石高の増加があった。それぞれの村で増加率のもっとも多いのは木知原村の六・七倍であり、もっとも少ないのは奥村の一・四倍である。本稿の対象である神海村は約五倍で、増加率は高い方である。石高の打出しが検地仕法の変化にもつくものであるとしても、なにがしかは事実としての生産力の上昇もあずかっているだろう。生産力上昇の指標として反当収量の増加と、耕地の拡大の二つがあげられるが、戸田氏鏡は大垣入部以来、新田開発に力を注いでおり、たとえは郡奉行の任にあるものは、自己の管理区域だけでなくひろく領内において新田になるべき地を常々見分して、開発の手段をとるべきであり、この事に関して怠慢であれば罰せら

れるべきであった。また新田のための井堰の造成には藩が初年度の経費を全額負担し、あるいは百姓の移住・定着にも資金・資材の援助をしている程である。第1表の最後に枝郷の欄をおいたが、これらの枝郷は神海村の分を除いて大体正保期までに成立したようである。ともかく外山八カ村は神海村を除いて正保期までで新田開発の飽和点に達したらしく、正保以後の石高増加・耕地造成の努力は神海村に向けられたようである。次の史料は神海村における正保以降の新田開発の事情を説明している。

寛

- 一 神海村内野外野御新田ハ三拾年以前巳ノ年ヲ取立草きり仕式(明曆三年)拾六年巳前四年御検地被仰付其年ヲ御定免卷ツ五分ニ御納所仕御座候御免ニ御座候(寛文七年)
- 一 同村庄左衛門新田十六年以前未年ヲ井水取立草きり仕十三年(文十一年)以前戌年御検地被仰付其年ヲ御定免式ツ御納所仕諸役御免ニ御座候(寛文七年)

天和二戌年十二月二日

外山大庄屋 庄左衛門

右のごとく二回にわたって三カ所の新田開発が行なわれたのであるが、次の史料は右の説明を補足するものである。

正保四未年明谷巻ツ尾井水堰御城様ノ金子大分御入御取立被成候得共せき切レ出来不仕候右之後向井野井水之儀者寛文七未年ノ権三郎奉願上取立向井野新田開発仕候

内野御新田之儀者明曆二未年金原村三郎右衛門申中者奉願上開発仕候得共漸々三ヶ年之間支配仕支配相成不申上地ニ仕候免権三郎父子江被下置支配仕候免先祖共困窮仕売私申候事

この史料によると、はじめ正保四年に藩の資金で井水堰を作った新田開発を進めようとしたが失敗したらしい。ついで向井野に井水堰を作った進められた新田開発は成功した。右の史料に向井野新田とあるが、これは地名を冠して後にそう呼ぶようになったので、はじめは前掲史料にあるように庄左衛門新田と呼んでおり、庄左衛門が貞享五年に権三郎と改名したので権三郎新田ともいう。内野新田については前掲史料では承応二年に草切りがなされ、明曆三年に検地が行なわれたとあるのに、右の史料では明曆二年に金原村三郎右衛門が開発したと述べて食違ひがあるように見えるが、草切りの後に金原村三郎右衛門が権利を獲得したと考えれば筋がとおる。その三郎右衛門も間もなく権利を返上し、あらためて神海村の権三郎が引受けたのである。引受けの実態は権三郎の手で耕作者を内野新田に送りこむ事であり、権三郎の側からいえば百姓を「仕す申」すといひ、百姓の側からいえば「請作仕」ということである。⁽¹²⁾一種の永小作であろうか。

右のごとき近世前期における神海村の発展を示す指標として、村高の変化を第2表に示した。天正十七年から寛文十年まで八三年間に六・三倍に増加したことになる。次に村高の増加が年貢賦課とどのような関係にあるかをみるため、第3表に元和五年、万治三年、

元禄十二年、安永四年の各年度における村高と、村高から荒引などを引いた取獲予定指標である毛付高と、年貢賦課率を示す免と、納むべき年貢高を示してみた。元和五年は幕府直轄領期の年貢割付状によったものである。⁽¹³⁾すでに慶長十五年に石見検地が行なわれているにもかかわらず、年貢賦課のための基数が太閤検地のままであることに注意されたい。そのため一見免が高率のように見えるが、石見検地の村高にあわせれば免は二割二分強であって、万治以降の免と比較するとともに低い免率となる。万治三年、元禄十二年は免割割符帳によった。安永四年は村明細帳によった。万治三年の年貢高合計は二二九石二五一、元禄十二年の年貢高合計は一七四石一五四、安永四年の年貢高合計は一七石一五四と次第に減少している。寛文期までの村高の増加が一見農業生産力の発展を示しているようで、実は衰退をうちはらんでいたといえよう。本村は免も年貢高も低下の傾向を示し、内野外野両新田は開発当初定免一割五分ときめられそのまま続いていたのを、安永期に至って増免しているが、年貢高は減少か殆んど同じである。権三郎新田のみが、村高、免、年貢高ともに増加している。

こうした衰退傾向を説明する理由の一つとして、第4表に耕地における田畑の構成比をあげてみた。元禄十二年と安永四年の二年度のみであるが、神海村全体での田畑構成比は田方二二%、畑方七八%と圧倒的に畑方に比重がかかっている。つまり農業においてもっとも生産力の高くなる可能性をもつ田方が神海村ではきわめて少

大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計

ないのである。本村において田方は元禄期に比べ安永期に減少しており、また新田と呼ばれているものうち、内野・外野新田では田方は僅少か皆無にすぎないのである。これに対して権三郎新田が田方のみであることから、安永期に至ってもなお石高の上ではみせかけの発展傾向を示すことになるのである。しかし免率が開発当初定免二割ときめられ、元禄期に二割五分とあがりながら、安永期には二割一分と低下していることに注意しなければならない。要するに神海村の農業生産力の発展は寛文期にすでに飽和点に達しており、以後はその余勢によって一応の高さを維持していたとしても衰退の方向を辿っていたといえよう。

第5表に神海村百姓の持高別構成を示した。この表ではこれまでのように本村・新田の別をたてることをしなかった。寛永二十年は徳川検地帳にもとづく持高帳によったが、四筆分は破損のため持高が不明なので構成表からは除いたが、一筆平均は七石四二九である。持高合計は判明するので持高平均を計算する際は加算した。万治三年、寛文十二年は免割割符帳、延宝八年は種貸米帳、明和元年、安永九年は人別帳、万延元年、慶応二年は宗門改帳によって構成別表を作成した。各年度とも最高持高と、持高合計とこれを高持人数で割った持高平均をふした。

寛永二十年から万治三年にかけて持高平均が増加しているのは正保検地による石高打出を反映したものであり、同時に百姓数もふえている。しかし無高の八人は史料の性格の相違から生じたものであ

り、高持の増加は一石以上の場合二人にすぎない。持高平均は万治三年の十一石余を最高に安永九年まで漸減し、約五割弱になる。反対に家数は明和・安永期までに約二倍となった。持高合計は明和元年を例外として安永九年まで漸減している。こうした持高規模の縮小化傾向は幕末にいささか回復するが、これは高持・無高ともに減少という現象と、持高の増加という現象（他村流出の持高買戻しなのか、検地による石高打出しなのかは不明）の重合したためである。全期を通じて持高平均は一般より高いように思われる。しかし前述の如く、田高の少ない土地柄であるから、実質的には持高よりは下廻る内容といわねばならない。明和以降になると、高持の半数以上が一石以上五石未満の層に集中しているのであって、平均以下の層が村落構成のなかで比重を占めているのである。

神海村の村落構造において右に見た如き経済的指標とともに重要な意味をもつ社会的指標は「五苗」と呼ばれる「姓家」層である。「姓家」は美濃国で一般に存在した「頭百姓」のいいで百姓の家格を示すものである。姓家に属す家は姓（苗字）をもち、姓をもたない他の百姓（下百姓）に対して權威を保持し、たとえば名前をつける場合に下百姓は兵衛とか衛門をつけることを禁じられ、あるいは家屋の造りについて土塀をつけるとか、軒の突出し、屋根に瓦を葺くとか、支閔をつけるとかを禁止されている。こうした頭百姓の特権的地位は「村法」で保証されており、また領主の方でもたとえば村柄取調べの際の一項目に「頭分苗字何某 何某」という書式をお

いている。

神海村の姓家は「五苗」と総称され、高橋、野瀬、鷺見、玉置、市橋の諸家をいう。これらの家の菩提寺は神海村所在の禪宗神海山金輪寺である。他の若干の無姓の下百姓が金輪寺の壇家になっているほか、他の無姓の下百姓の菩提寺はすべて村外にある西本願寺派の寺院である。こうした関係を延宝八年を例として第6表に示した。西本願寺派の寺を菩提寺とする無姓の下百姓が必ずしも経済的に低いものばかりとは限らず、また金輪寺を菩提寺とするものうちにも無高がいたりして、宗派の違いと経済的な相違とは一致しない。しかし五苗に属するものは例外的な一軒を除き、すべて経済的に裕福なものが多くことを認められよう。

以上は美濃国本巣郡神海村の村況のあらましであって、次節にのべる神海村の戸口統計資料の理解に資せんとしたものである。次節ではまったく資料を提示するにとどまったため、近世村落としての神海村存立の社会的経済的条件のいくぶんかを明らかにして、人口動態に示される神海村の歴史の一面性を補足しうればと思う。本報告が人口史研究の一端に加えられて大方の御利用に資しうれば幸いである。

注(1) 大垣藩の地方支配については「増田耕曹手控」「大垣藩地方雑記」小野武夫編・日本農民史料集第9巻所収、「座右秘鑑」小野武夫編・近世地方経済史料第7巻所収、「郡令類鑑」

未刊書写本などが詳しい。いずれも大垣藩土増田耕曹が幕末期に著した地方書である。また地方誌類には「濃飛両国通史」上下、「大垣市史」上中下、「本巣郡誌」「揖斐郡史」など大正末年から昭和初年にかけて刊行されており、戦後は「赤坂町史」「名森村史」などがある。

(2) 勸修寺文書第一冊、東大史料編纂所影写本、外山村がいつ勸修寺領になったかは不明である。たとえば建武三年の寺領明細（勸修寺文書第二冊）によると全国散在の寺領十八カ所のうち、美濃国は二カ所であり（小築郷、釜戸郷）、外山村などはあげられていない。しかし美濃国守護土岐頼遠の子に外山氏を名乗るものがあり、また根尾川筋は越前との交通路として早くから利用されていたのであるから村落の成立は早かったと見てよいだろう。

(3) 神海村の天正十七年検地帳の表題は次のごとくである。「ミの国本巣こほり御検地帳外山のうちこうミ村」中世村落としての外山村の構成部分である神海村が検地施行にさいして検地対象の単位村落として認められたのである。大垣市立図書館蔵。

(4) 前掲市・町・村・郡史をみられたい。また神海村については検地帳を見ないが、大久保石見守長安が遣わした検地役人平岡幡守・和田河内守・鈴木左馬之助三人連署で神海村に出された石盛覚がある。上田十五取、中田十二取、下田十取、

大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計

上畑十二取、中畑十取、下畑八取、屋敷十二取、楮一束二付五取、桑一束二付三取であり、慶長十五年八月廿二日の日付がある。右の三人の出した石盛覚は各地に見られる。

- (5) 徳川林政史研究所蔵本。
- (6) 大垣藩地方雑記第三六大垣御領分村々之事、一九〇頁。
- (7) 前掲書、一九八頁。
- (8) 前掲書第四三根尾筋之事、四五七頁。
- (9) 大垣藩藩政史については大垣市史が詳しいが、また安沢秀一稿「美濃国大垣藩藩法典『定帳』成立考」法学研究33の9および「美濃国大垣藩の財務機構——寛文期における——」地方史研究44・46号を見られたい。
- (10) 前掲安沢稿参照。
- (11) 神海村文書、以下神海村文書からの引用については文書名を注記する必要があるほかは注記を省略する。
- (12) 貞享五年神海村無人御改帳による。
- (13) この年貢割付状（免定）の全文は安沢秀一稿「近世村落形成期における年貢について」三田学会雑誌 49の2、四三・四四頁に掲げられているので参照せられたい。
- (14) 前掲大垣藩に関する地方書をみられたい。また松本平治氏稿「近世美濃における農村社会構成について——頭百姓考」岐阜史学18号、「頭百姓考補遺」岐阜史学12号は詳細に頭百姓の社会的地位を論じている。

第4表 田畑構成表

	石高 田畑別	元 禄 12 年		安 永 4 年	
		石 高	百 分 比	石 高	百 分 比
本 村	田	石 131.963	% 16.2	石 84.123	% 11.6
	畑	458.183	56.6	412.870	56.8
	計	590.146	72.8	496.993	68.4
内野 新田	田	0.101		0	
	畑	69.910		38.448	
	計	70.011	8.6	38.448	5.4
外野 新田	田	2.570		6.113	
	畑	100.534		114.882	
	計	103.104	12.7	120.995	16.6
権新 三 郎田	田	46.452		69.569	
	畑	0		0	
	計	46.452	5.7	69.569	9.5
合 計	田 合 計	181.086	22.0	159.805	22.0
	畑 合 計	628.627	78.0	566.200	78.0
	田畑合計	809.713	100.0	726.005	100.0

第5表 持高別構成表

	寛永20年	万治3年	寛文12年	延宝8年	明和元年	安永9年	万延元年	慶応2年
30石以上	0	1	0	1	3	2	4	4
30 ~ 20	3	3	5	2	2	1	0	0
20 ~ 15	1	1	3	6	2	4	0	1
15 ~ 10	7	11	7	5	5	4	4	3
10 ~ 5	6	10	15	14	16	10	15	17
5 ~ 1	11	10	13	14	38	53	50	47
1以下	2	6	7	8	11	7	5	5
無高	—	8	14	30	22	18	20	14
計	30	50	64	80	99	99	98	91
最高持高	27.145	39.224	26.040	38.844	67.714	92.937	59.552	59.552
持高合計	281.188	462.712	403.962	397.137	542.187	385.098	471.119	484.363
高持人数	* 34人	42人	50人	50人	77人	81人	78人	77人
持高平均	8.093	11.017	8.079	7.943	7.041	4.754	6.040	6.290

* 但しうち4人の個別持高は史料破損のため不明

第1表 外山筋八カ村村高表

	天正17年	正保4年	増加指数	(枝郷・家数)	
				寸ほみ	4軒
山 口 村	石 315.930	石 511.669	162	—	—
木 知 原 村	76.362	511.085	670	—	—
神 海 村	118.006	588.833	499	内野・外野	28
佐 原 村	86.408	485.725	562	鍋 原	11
木 倉 村	94.953	484.077	510	伊 洞	8
川 内 村	249.253	974.656	390	—	—
金 原 村	92.380	465.083	503	日 当	46
奥 村	118.150	172.620	146	—	—
合 計	1151.442	4193.748	364		

第2表 村高増加表

	天正17年	慶長15年	正保4年	明暦3年	寛文10年
神海村本村	石 93,250	石 281,188	石 462,712	石 462,712	石 462,712
佐原村入作分	24,756	113,372	126,121	126,121	126,121
内野新田				61,528	61,528
外野新田				60,318	60,318
権三郎新田					40,816
合 計	118,006	394,560	588,833	710,679	751,495
増加指数	100	308	499	602	634

第3表 年貢賦課率表

		元和5年	万治3年	元禄12年	安永4年
		石	石	石	石
本 村	村毛年	118.006	588.833	590.146	496.993
	付貢免	—	549.623	374.738	385.768
		87.321	213.529	142.400	111.873
		0.74	0.38	0.38	0.29
内野 新田	村毛年		61.548	70.011	38.448
	付貢免		61.548	69.691	31.690
			9.232	10.454	6.021
			0.15	0.15	0.19
外野 新田	村毛年		60.032	103.104	120.995
	付貢免		43.331	81.845	72.200
			6.490	12.277	12.996
			0.15	0.15	0.18
権新 三 郎田	村毛年			46.452	69.569
	付貢免			46.452	69.499
				9.290	14.595
				0.25	0.21

戸口統計解題

神海村の戸口統計は主として宗門改帳にもとづいて作成した。吾々が利用し得た宗門改帳は延宝三年より慶応二年に至る一九二年間のうちの七〇年分である。これは宗門改帳が現存しない年度があるため、もっとも大きい欠失部分は元禄二年より寛延三年までの六年間であり、つぎに寛政元年から文化五年まで二〇年間を失っているのも大きい。そのほかは一年から八年位の空白が所々にある。そこで戸口統計を作成する場合、本稿では延宝二・元禄元年を前期、宝暦元・天明八年を中期、文化六年以降を後期とする時代区分をたてて操作上の便宜とした。

右の宗門改帳のほか、延宝以前では寛永六・二十年の持高帳、明暦三―寛文十二年の物成勘定帳を利用して戸数を明らかにした。延宝以後では寛政十二年・文化五年・明治三年の五人組合改帳によって戸数を、そして明治五年の戸籍によって人口その他のデータを得た。これらの史料は作成の目的が宗門改帳と異なるのであるから、これらから得られたデータと宗門改帳から得られたデータを併列することは充分注意せねばならない。そのためには宗門改帳その他の諸史料について史料批判を行なう必要がある。しかし本稿では史料批判を特に取上げて論ずることを避け、共同研究の過程でつねに中心的論題の一つとして討論が行なわれたことをのべるに止める。¹⁵⁾

大垣藩の宗門改帳は毎年六月現在において村に居住するものの宗

第6表 延宝8年宗派別姓家・下百姓構成表

宗派	高橋	野瀬	鷺見	玉置	市橋	無姓	無高	宗派	無姓	無高
禪宗	△21,831	△38,844	△16,504	5,672	4,812	△15,718	4軒	西本願寺派	△10,983	2,325
	△21,808	△6,447	△11,616	5,271		△9,257			△8,311	2,307
	△19,918		△8,363	0,121		△6,556			8,179	2,155
	△18,926		5,718			6,496			7,920	2,088
	△17,443					5,043			△6,732	1,921
	△16,304					4,363			5,062	1,392
	△12,722					0,324			4,225	0,861
	△12,626								4,014	0,500
	△11,564								3,938	0,481
	△8,656								△3,268	0,410
							△0,573	2,700	0,253	
								2,423		
32軒	10軒	2軒	4軒	3軒	1軒	7軒	5軒	48軒	23軒	25軒

注 △印を付した家は下人を雇備する家

旨を改めている。したがって前年の七月以後、調査年の六月までの一年間が調査年度であり、調査年度内の死亡出生入村増家減家などすべて戸口変動に係る現象は調査年までの数え年ということになる。もし天明元年十二月に生まれたとすればその幼児は天明二年調査では二歳であり、天明二年五月に生まれた場合には天明二年調査で一歳ということになる。

さて吾々は神海村の戸口に関して種々の統計を作成したが、大体次の七種にまとめてみた。

- I 総人口及戸数
 - II 年齢別人口構成
 - III 家族員数別人口構成
 - IV 死亡及出生
 - V 婚姻
 - VI 相続
 - VII 分家
- 以下においてそれぞれの項目に属する統計表をあげ、これを説明することにした。

I 総人口及戸数

第7表に総人口(含男女別人口)及戸数の実数を示した。本表は寛永六年から明治五年までを示しているが、寛永六年から寛文十二

大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計

年までと寛政十二年・文化五年・明治三年は宗門改帳とは異なる史料を利用したため、戸数しか示せなかった。若干の説明を加えると、寛永六年と寛永二十年はともに持高帳に記載されているもの数であり、前者は太閤検地帳にもとづく村高を三四戸でわけもち、後者は徳川検地帳にもとづく村高を三四戸でわけもち、このほかに何戸かの無高百姓がいたかも知れないのである。寛永二十年には持高帳のほかに「家付之覚」という史料があるが、この史料は「役家」を計算するために作成されたもので史料の性質が異なるので表に示さなかった。「家付之覚」によれば家数は四九家であるが、うち七家は明家(空家)とされている。また庄屋、年寄、あせち、こあるき、御蔵番、奉公人、地下奉公人、やもめ、後家、うば、天王弥五郎、目くら、目たたき、はちたたき、ねぎなどの三九家(明家はこの中にある)を除いた「九家」が役家数であると計算している。このように村請本年貢の負担者をきめた持高帳と、村請夫役の負担家数を算出する「家付」とに現われた戸数の差異については別稿で論ずることとし、ともあれ、高持百姓は三四軒であるが、戸数は四九家あるいは空家を引いた四二家と見てよいだろう。従って寛永二十年から正保検地を経て明暦三年までの間に戸数が一七軒増加したと見るよりは二軒または九軒の増加があったと見る方が合理的であろう。

明暦三年から寛文十二年までの戸数は年貢勘定帳に現われた数で、無高も含まれている。万治三年の五〇戸が寛文三年に六六戸に

増加しているのはおもに内野外野両新田の開発にもづくものであろう。寛文七年に一時減少したのは寛文五年に退転百姓が多く出たためである。寛文十二年から延宝二年にかけての増加は六四戸から七九戸であって一五戸と比較的多いが、その理由の一つは寛文十二年は年貢勘定帳の集計であり、延宝二年は宗門改帳によったという史料の変化に求むべきであろう。

延宝二年以降は宗門改帳を利用したので戸数だけでなく人口の変化を示すことが出来るようになった。まず戸数の動きをみよう。延宝二年七九戸から元禄元年八七戸まで一四年間は急激な変化なく八軒増加した。この増加率は寛文期の増加率の三割におちている。次に六一年後の宝暦元年は九九戸で一二戸の増加にすぎず増加率はますますにぶっている。そして一二年後の宝暦十二年にはともかく全期を通じて最大の戸数である一〇九戸に達した。しかしこの時以後戸数は減少の傾向を辿り、五四年後の文化十四年には宝暦以後の最低である九二戸に達してしまふ。これを底としてまた増加し始め、四七年後の元治元年には一〇四戸となるが、僅か二年後の慶応二年には九〇戸と一四戸も減っているのである。こうした戸数の変化を辿っただけで早急な結論を導くことは許されないが、さきに村高の変化で見たと同じように寛文期までは戸数の増加率が高く、延宝・元禄期はそれまでの余勢で増加し、中期・後期は停滞的ないし衰退的傾向を示していることを否めないだろう。次に人口の動きをみてみよう。延宝二年から元禄元年までの間、

天和元年の四〇三人を底とする下降上昇の中たるみ線であるが、四四〇人から四七一人へとともかく三二人増えている。まずは戸数の増加に見あった増えかたといえよう。前期に対し、中期は宝暦元年四二九人と四二二人も減少した所から始まり、十二年には四四三人に増えたものの、以後減少の一途を辿り、天明八年には三四九人と九四人も減っている。前期から中期に移る時の減り方よりも五倍近い減少率を示している。

後期は天明八年の最低から回復の兆をみせて始まり、天保五年には四四〇人となり、中・後期における第二のピークに達するが、たちまちに減少し、僅か六年後の天保十一年には三五一人と八九人もへってしまふ。二四年後の元治元年には四二七人と回復するが、翌年には三〇人もへっている。結局明治五年は四二二人であって、宝暦元年の四二九人と殆んど変らない状態である。つまり中・後期における増減の振幅のはげしさは生活の不安定な状態を反映したと見てよいだろう。

もっとも単純なあたりで戸口の変化を見たのであるが、前期について少しく説明を加えねばならない問題がある。延宝二・元禄元年の宗門改帳には毎年九〇人から一二〇人位までの下人下女が記載されている。ところが宝暦元年には下人下女合せて十人にすぎず以後年々減少し、天明七年以後皆無となる。このように下人下女の大量存在が、前期の宗門改帳による人口の特徴である。第7表は下人下女を含めた人数を示したものである。

第8表は史料に下人下女と記載されているものの人数を示したものである。表中村外とある欄は神海村以外から奉公に入村しているものである。これはたとえ「下人^{さむらい}と兵衛^{あやむす}」と記載されている。村内とある欄は村内のものが奉公している場合である。たとえば奉公先の家では「^{当村のもの}普代^{三郎}三拾七」と記載され、本人の家では「^{当村のもの}甚三郎^{三拾七}」とかかれています。このように二重に記載されている場合が村内欄であり、第7表などを作成する場合には二重に計算しないようにした。不明とある欄は肩書のないものをさす。たとえば「下女いま^{三拾九}」とのみあるもので、村内のものか、村外からきたのが判らない場合である。

また村外江とある欄は村外へ出奉公しているものの数を示し、村外から入る者と比較すれば神海村がむしろ労働力を必要としていたことが判る。

明らかに村外からきていると判るものを除外すれば前期の人口は四〇〇人を割ることになる。しかし村の収容能力を人口の動態から見ようとすれば、下人を含めた人口を見るべきだろう。第7表に下人を含めた人口をあげたゆえんである。

前期における下人雇傭については農業経営の構造に深く関連する問題であるが、本稿ではこの問題を追究する余裕がないので、他日を期したい。

II 年齢別人口構成

第9表に延宝二・明治五年の年齢別人口構成の実数を示した。第

大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計

9表では下人下女を除いて、血縁家族のみの実数をとった。つまり家族成員中、普代・下人・下女の呼称をふしたものを除き、反対に誰某所江奉公と肩書されているものは家族成員として扱った。これは人口動態をみる上で、非血縁者の増減からくる偏差を除くためである。(この表に附随して毎年の男女別年齢別図表「ピラミッド型」グラフを作成したが割愛した。)

しかし現実に非血縁の下人が多数存在しているのであるから、前期における労働力の全人口に占める比重や、また下人だけの人口動態を見ることは必要である。第10表に前期における下人下女を含む年齢別総人口構成の実数を示した。第11表は下人下女奉公をしているものみの年齢別人口構成の実数である。第12表は村外から入村した事が明らかなもの年齢別人口構成の実数である。

大垣藩では夫役負担の割懸基数である「本役人」数をきめる際、計算の根拠としたのは一六歳以上六〇歳迄の男子数であった。吾々も一六歳以上六〇歳迄を労働に従事するものとして、労働力と非労働力の全人口に占める比重をみることにした。第13表は血縁家族のみを一歳以上一五歳迄と、一六歳以上六〇歳迄と、六一歳以上との三つの層に分けてその百分比を示した。第14表(一七九頁)は前期における下人下女を含めて第13表と同じように百分比を求めたもの示した。第13表の前期と第14表を較べれば後者の労働人口の比重が高くなる事は当然であろう。

III 家族員別人口構成

つぎに宗門改帳において一軒と認められているものの家族員数がどのような分布を示すかをみた。第15表でも前と同じく下人を家族構成から除いて血縁家族のみの家族員数別構成を示した。この場合、村内で下人奉公しているものはその血縁家族の構成員として計算している。二戸当りの平均は延宝二年の四・六九人を最高とし、文化六年の三・六九人を最低とし、この間を上下するに止まり大きな変化を見せていない。すなわち全期を通じて血縁家族のみの家の平均人数は四人前後であり、近代的な家族構成を示している。

第16表は前期において下人を雇傭する家において、家の構成人数がどのようになるかを示したものである。これをA欄に示した。B欄はその家族成員を奉公に出した家の場合、家族員数がどのようになるかを示した。A欄は一戸当り平均貞享四年の一一・九人を最高に、天和二年の九・〇四を最低としてその間を上下している。これに対しB欄は延宝二年の三・八八人を最高とし、天和三年の二・四五人を最低としてその間を上下している。A欄とB欄の一戸当り平均人数の開きは甚だしいといえよう。

第17表は延宝二―元禄元年、宝暦元―十三年、安永二―天明八年、文化六―文政九年、天保元―慶応二年をそれぞれ一期として、第15表における各年度の家族員数別構成の件数を集計し、分布頻度を求めたものである。各期間におけるもつとも百分比の多い家族数は延宝二―元禄元年が三人家族、宝暦元―宝暦十三年が四人家族、安永二―天明八年が三人家族、文化六―文政九年が五人家族、天保

元―慶応二年が五人家族であって、漸増の傾向を示していることは興味深い。しかし一〇人以上の血縁家族成員をもつ家の百分比は一・三%、〇・四%、〇・六%、〇・一%、皆無と漸減しており、血縁家族成員数が平均規模に大きい方からも小さい方からも近づいていく傾向をみる事が出来る。

家族成員数を規定する条件の一つとして、対偶婚において何人の子供をもっているかを見てみよう。第18表はこの問題のための統計を示した。第18表で夫婦組数というのは宗門改帳に夫婦として記載されているものの数である。実子数というのは右の夫婦の間に生まれた実子の数であって、養子・庶子は除外している。一戸のうちには父母が健在であり、また子供が夫婦で同居している場合はそれぞれ一組として計算し、その年現在の実子数を求めた。なお夫婦の居ない戸数というのは一軒の家として記載されているもので、配偶者のいない場合の戸数である。配偶者が基幹となって家を形成するとすれば一方がかけていたり、未婚などの場合は単婚家族としての条件を充たしていないといえよう。そうした家がどれ程あるかを示そうとしたものである。

延宝二―元禄元年は一組の夫婦について実子の平均人数は二・〇六人を例外として二・三人から二・五三人までの間である。宝暦年間には右よりも下廻って二人以下の時が多い。二人以下は文化六・七一年にあるのみである。安永年間はおおむね二・五人前後で、天明年間に下降する傾向を示して、文化六・七年が全期を通じて最低とな

る。この傾向から子供を生むことに何らかの制限が行なわれたと見てよいだろう。文化末年から文政年間にかけて増加し、文政六年には二・七人となる。天保年間はおおむね二・三人と下がり、幕末に至って上昇しだし、慶応二年は全期中最高の二・八四人となる。こうした増減の傾向が総人口の傾向によく似ていることに注意したい。

夫婦の居ない家の数は前期はおおむね三〇%以下であり、中期は四〇%前後であり、後期では文化・文政期の三五%前後、天保期の四〇%から五〇%位、幕末期は四七%から三〇%台へと減少している。百分比の高い程、村況の不良を示すものと思われるが、社会的条件のみならず、個々の家の経済的条件をもあわせ見なければ結論めいたことも出せず、いまは右の問題点があることを指摘するに止める。

IV 死亡及出生

人口変動の要因としてもっとも重要なのが死亡及出生である。第19表は延宝二―慶応二年までの年間死亡数と出生数の実数をあげ、その年度人口に対する死亡数と出生数の千分比を求めてみた。死亡率の場合、全期を通じての平均は二二・四二%である。死亡者のうち五歳以下の幼児死亡の占める割合をもとめると、一四・一六%である。一〇歳以下の幼児死亡の割合は一九・九四%である。出生率は全期を通じての平均千分比は一七・八八%である。第1図(二九八頁)は宝暦元年から慶応二年に至る間の死亡者の死亡年齢をグラフ化したもので、男女別を示した生存率表である。十

歳までの男児の生存率は八二%、女児の生存率は八二・八%である。

V 婚姻

第20表は前期(延宝二―元禄元)、中期(宝暦元―天明八)、後期(文化六―明治五)の時代区分毎に、嫁に行った場合、入夫した場合、両養子となるための婚姻の三つの形式に分類した婚姻数を示した。この婚姻件数をさらに村内の者が村内の者と結婚したのか、嫁として入村したのか、村外へ行ったのかという結婚後の住所で分類してみた。第21表がそれであるが、中期についてはこの操作が資料の記載不備のため行ないえなかったため表示しなかった。村内同志の婚姻は村外の者との婚姻件数の約半数である。ついで村況にのべたような社会構成が行なわれているので、第22表は五苗に属するもの同志、下百姓のもの同志、五苗に属するものと下百姓との婚姻の三つに分けて、第22表に婚姻のあり方を示した。これも中期についてはデータを求めえなかったので省いた。前期では五苗と下百姓のものとの間の婚姻は皆無であったのが、後期になると二件発生している。このように村内婚の場合には五苗(おおむね禅宗に属する)と五苗以外(おおむね西本願寺派に属する)のものとの間の婚姻は行なわれなかったが、五苗に属する家人の村外との婚姻件数は多かった。たとえば次に表示する如く前期において一五歳以下の女子が嫁に行く場合、すべて五苗に属する家人であって、しかも村外へ嫁づいているのである。この事は家格の高い家の女子は早く結婚したことを示すものである。反対に家格が低く、持高の少ないもの

家の女子の結婚年齢は高くなる傾向があった。

第23表と第24表は婚姻の年齢を女子の場合と男子の場合をそれぞれ表示したものである。女子の場合は婚姻の平均年齢が次第に高くなり、男子の場合は婚姻の平均年齢が次第に低くなる傾向をみせている。女子の婚姻最低年齢は前期が二三歳、中期・後期は一四歳である。最高年齢は前期が五九歳、中期が五二歳、後期が四四歳と次第に低くなっている。男子の場合は最低年齢は前期一八歳、中期一八歳、後期一七歳であり、最高年齢は前期五八歳、中期五四歳、後期六一歳である。

第21表に関連して通婚している村々を第25表に示した。○印のついている村は外山筋に属する村である。前期と後期をくらべれば通婚の範囲が拡大していることがわかる。なお第2図(一九九頁)として神海村を中心とする地図をあげておいた。第25表と対比しながらみていただきたい。

VI 相続

相続事例については前期(延宝二—元禄元)、中期(宝暦元—天明八)、後期(文化六—明治五)の三期毎に集計を試みた。第26表がその結果である。集計に際して村の社会構成もしくは経営状態の区分の中でどのような相続仕法がとられるかを明らかにする方法をとった。前期は下人を雇備している家と、家族成員の中から下人を放出することなく、また下人を雇備していない家と、家族成員の中から下人を放出している家の三区分別をたて、それらを表ではABC

は五七%で頭百姓層に多く、下百姓層に少ないことになる。反対に女子の相続事例は五苗には全くなく、そうして女性が相続する事例は五苗では一五%、下百姓層では三一%弱とあって、五苗の二倍も行なわれ、社会的地位の低い層では女子の相続が相当に行なわれたことが判る。次末男の相続は各層それぞれ若干行なわれている。後期は一四二例を得た。最年長者の相続事例は全事例中の五八%である。五苗の家の場合六八%、下百姓層では五三%と中期に比べて両者の差が大分小さくなっている。そしてともに相続事例中の比重は下がっている。次末男相続は中期の一%、後期の一%と比率はあまり変らない。女性の相続事例は中期にくらべて実数が少なくなっており、下百姓層での減少がめだつ。中期に下百姓層相続事例中の三一%弱が、後期には一五%に半減している。その代りこれまでほとんど問題にならない程少なかった傍系の相続事例が一三%も占めるようになった。

以上を通じて、中・後期において姓家では長子相続の傾向が比較的強く現われ、下百姓層でも長子相続はかなり行なわれるが、必ずしも長子相続を固執しているとは考えられないといえよう。

相続の理由をみると、前期・中期・後期を通じて不明が多いが全体の傾向はつかめる。前戸主の死亡を理由とするものが六〇%、五六%、五二%である。隠居を理由とするものが一八%、九%、二%である。其他とあるのは後家として戸主であったものが子供の成長によって戸主を譲った場合が多い。前期には皆無であったのが、

大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計

を以て示した。この場合村況の第6表に示した如く、Aに属する家はおおむね禅宗の壇家であり、また五苗に属するものが多い。Cはおおむね西本願寺派の寺院を旦那寺としている。Bは禅宗に属するものと西本願寺派に属するものがまじっている。中期・後期は禅宗に属する家と、西本願寺派の家に大別し、禅宗の中を五苗と五苗以外のものとし、五苗の中を更に高橋姓をもつ家と、野瀬・鷺見・市橋・玉置の四姓をもつ家に分けた。

右のごとき社会構成区分の中で相続時における前戸主との続柄、相続の理由、相続時における婚姻の有無、相続時の年齢の四つについて件数分布を示した。

相続時における前戸主との続柄をみると、前期の場合、全相続事例二八例のうち一二例は相続時における家族成員中の男子の最年長者が相続している。男子の最年長者としたのは必ずしも実子の長男であるかどうか断言できないと考えたためである。これに対して最年長者ではない男子の相続事例は三例にすぎないが、ABに属する家で行なわれ、しかも最年長者相続事例六例と較べると事例が少なすぎるので百分比で見ると危険であるが五〇%の比率となる。また女子の相続事例も三例ある。妻が相続する事例はBCに属する家に多い。女子と妻の相続事例をあわせれば一二例となり、最年長者の事例と同数になる。中期は事例が多くなり、一二一例を認めた。最年長者の相続事例は多く、全事例中の七四例(六一%)である。これを社会構成別で見ると五苗に属する家は七〇%、五苗以外の家

中期に一〇%、後期に七%となっている。

相続時における婚姻の有無を、既婚と、未婚と、相続と同時に結婚したものの三つの場合に分けてみた。前期ではAに属する家に既婚者が多くBCに属する家には未婚者が多いことが判る。中期では頭百姓層下百姓層の別なく、全事例中未婚者が多く、この傾向は後期でも同様である。こうした婚姻の有無に関連するものとして、相続者の相続時の年齢をみてみよう。

相続者の年齢別構成をみると、前期ではAに属するものの場合三一歳から四〇歳のものが四人で、既婚者の数に見合う。Bをみると三一歳から四〇歳のものが僅か一人でその前後に三人と四人とある。Cは各年代に平均に分布している。合計で見ると三一歳以上のものが相続する場合が一八例もあって、全体には壮年になってからの相続が多いといえる。中期の場合は全体のうち三〇歳以下の相続者が五四例、三一歳以上が五三例と略々同数であるが、前期にくらべれば相続者の年齢は低くなっている。後期も同様である。従って未婚の事例も多いことになる。

VII 分家

分家事例も相続事例と同じく頭百姓層と下百姓層の社会構成区分の中で、どのように分家が行なわれたかをみた。ただし戸口統計の一部分として第27表を作成したため、経済的諸条件については省いたし、またこの解説でもふれないことをお断わりしておく。分家時の戸主に対する分家当主の続柄をみると、前期の場合、事

例が少ないので社会構成区分をたてた効果があまりない。事例総数八例のうち、四例まで長男が分家している。中期でも三三例中、九例も長男が分家しており、後期に至って漸く三四例中僅かに二例にすぎなくなる。長男分家と同じ意味をもつのは兄弟分家である。前期にはないが、中期に一例、後期に二例ある。これに対して次末男の分家は前期が皆無であり、中期になって長男分家の事例と同数の九例となり、後期になると三四例中一五例を占めるようになる。次末男分家と同じ意味をもつのは弟分家である。前期に一例、中期に一例、後期に八例ある。これらを抜書きして第28表に示した。全期を通じてみれば次末男・弟分家の方が多い。五苗と下百姓の社会的な差は分家時の続柄に因与しているようにも思われない。女子が分家する事例が前期に二例、中期に一例、後期に二例ある。養子の分家は後期に二例をみる。傍系とは戸主に対して直系親族でない血縁者であり、この事例もいくつかあるが、前期の一例に限り、下人が分家している。

分家時の年齢をみると、前期では五苗に属するもの一例が二〇歳合で、下百姓層は二〇歳合一例のほかは三〇歳合以上であって、この年齢差は相続の場合に似ている。中期になると各年齢層に分布してゐる。後期もまた同様である。

分家時の婚姻の有無をみると、前期では未婚は皆無であって、分家時に既に結婚しているか、または分家と同時に結婚している。これは分家の理由が、既に単婚家族としての家を実質的に形成して

ること、もしくは分家を契機に家を形成しようとするためであることを示している。ところが中期になると、分家と同時に結婚するものと、分家しても結婚しないものがほぼ同数となり、前期のごとく分家することが一家族を創設することだという意味がうすくなっている。後期は更に未婚の事例が多くなり、ますます分家の家族形成的要素が失われている。この分家時家族形成の問題は分家時における経済的条件のあり方とともに考察する必要があるが、本稿ではその余裕がないので割愛する。

注(15) 宗門改帳の史料批判については故野村兼太郎教授稿「江戸時代における人口調査」三田学会雑誌42の3を参照されたい。

(16) 村外から奉公する下人の出身地は広範囲である。第29表に下人の出身地別表を示した。通婚圏と比較されたい。

(17) 普代と肩書されたものと、下人と肩書されたものと二つあるが、普代はこの時期にはもはや年季奉公人的性格に変わっており、特定の家に付属する性質もうすれてきている。宗門改帳の記載においても「下人 普代某」とかかれる例もあり、下人と普代は同一に扱ってよいと思われるので、戸口統計の集計にさいしては区別しなかつた。

第7表 総人口及び戸数表

年号	男	女	計	戸数
寛永6 (1629)				34
明暦3 (1657)	20 (1643)			34
万治3 (1660)	明 曆3 (1657)			51
寛文3 (1663)	7 (1667)			50
	12 (1672)			66
延享2 (1674)	219	221	440	78
	7 (1679)	217	431	80
	8 (1680)	217	430	80
天和 (1681)	209	194	403	87
	2 (1682)	212	404	82
	3 (1683)	224	411	82
貞享元 (1684)	229	195	424	81
	2 (1685)	230	438	81
	3 (1686)	244	454	84
	4 (1687)	232	457	84
元禄元 (1688)	247	224	471	87
	寛 延4 (1751)	224	429	99
	慶 應2 (1752)	227	426	99
	宝 曆3 (1753)	216	417	100

右へつゞく

年号	男	女	計	戸数
4 (1754)	214	199	413	99
5 (1755)	220	198	418	99
6 (1756)	225	195	420	99
欠 12 (1762)	237	206	443	109
欠 13 (1763)	231	205	436	108
安永2 (1773)	212	192	404	103
	3 (1774)	208	406	105
	4 (1775)	214	409	106
	5 (1776)	212	415	108
	6 (1777)	198	390	102
	7 (1778)	198	390	101
	8 (1779)	197	387	100
	9 (1780)	196	386	98
天明元 (1781)	201	184	385	96
	2 (1782)	200	381	97
	3 (1783)	199	381	96
	4 (1784)	201	383	98
	5 (1785)	197	375	97
	6 (1786)	196	367	95
	7 (1787)	192	360	93
	8 (1788)	188	349	93
寛文12 (1800)				84
寛文15 (1803)				94

次頁へつゞく

第四表よりつゞく

第七表のつゞき

左よりつゞく

年号	男	女	計	戸数
文 化 6 (1809)	194	163	357	94
7 (1810)	190	158	348	93
欠 13 (1816)	203	186	389	92
14 (1817)	198	184	382	91
欠 2 (1819)	201	189	390	93
4 (1821)	208	194	402	93
6 (1823)	213	191	404	95
7 (1824)	212	200	412	94
8 (1825)	214	194	408	95
9 (1826)	218	196	414	98
欠 元 (1830)	213	198	411	96
2 (1831)	215	202	417	96
3 (1832)	217	200	417	95
4 (1833)	211	210	421	95
5 (1834)	218	222	440	96
6 (1835)	218	215	433	98
7 (1836)	212	218	430	97
8 (1837)	202	202	404	98
9 (1838)	185	194	379	96
10 (1839)	185	180	365	93
11 (1840)	177	174	351	92
12 (1841)	180	179	359	94

右へつゞく

13 (1842)	187	175	362	93
14 (1843)	187	180	367	94
私 化元 (1844)	193	178	371	95
2 (1845)	201	180	381	95
3 (1846)	203	183	386	96
4 (1847)	199	188	387	97
欠 政 3 (1856)	225	192	417	96
欠 元 (1860)	226	188	414	91
欠 2 (1862)	228	191	419	98
欠 元 (1864)	233	194	427	104
2 (1865)	212	185	397	91
欠 元 (1866)	217	185	402	90
欠 治 3 (1870)	225	197	422	89
欠 治 5 (1872)	225	197	422	92

注
 寛永6年作成 大間様御時神遊村惣地下中高帳
 寛永20年作成 神遊村石見様御時地御高帳
 明暦3年 神遊村御免割夫役種賃帳
 万治3年 神遊村物成勘定帳
 寛文3~12年 神遊村御免割種賃并万割付帳
 延宝2~慶応2年 神遊村御免割種賃并万割付帳
 明治5年 戸籍 崇門改帳
 寛政12年 神遊村五人組合改帳
 文化5年 文化
 明治3年 " "

第八表 下人出身別男女別人数表

年号	男女	村 外		不 明		村 内		合 計		村外注
		人	%	人	%	人	%	人	%	
延 宝 2	男女	17	35	21	35	15	25	53	95	2
7	男女	10	22	27	49	16	25	62	105	4
8	男女	16	29	33	54	20	29	69	112	7
天 和 元	男女	12	27	32	38	21	36	65	101	8
2	男女	23	39	7	21	20	30	50	90	4
3	男女	33	55	12	14	20	32	65	101	4
貞 享 元	男女	34	56	16	19	19	32	69	107	3
2	男女	39	66	11	14	21	37	71	117	1
3	男女	37	63	11	19	21	41	69	123	4
4	男女	35	61	11	17	21	41	67	119	5
元 禄 元	男女	45	70	10	10	22	39	77	119	4

第十四表 労働人口・非労働人口百分比表 (下人を含む)

年号	年 齡	1 ~ 15歳		16 ~ 60歳		61歳 以上		合 計	
		人	%	人	%	人	%	人	%
延 宝 2	欠	151	34.3	253	57.5	36	8.2	440	100
7		137	31.8	269	62.4	25	5.8	431	100
8		126	29.3	276	64.2	28	6.5	430	100
天 和 元	2	116	28.9	258	64.0	29	7.1	403	100
3		105	26.0	272	67.3	27	6.7	404	100
貞 享 元	2	109	26.5	272	66.2	30	7.3	411	100
3		111	26.2	281	66.3	32	7.5	424	100
2		116	26.5	286	65.3	36	8.2	438	100
3		124	27.3	290	63.9	40	8.8	454	100
4		114	25.0	300	65.7	43	9.3	457	100
元 禄 元		117	24.8	310	65.8	44	9.4	471	100

大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計

第9表 年齢別人口構成表

年 号	年 齡	年 齡														計	總 計		
		1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61~65	66~70			71以上	
延 実 2	男	20	21	21	8	13	14	7	14	11	9	13	7	14	10	7	4	10	180
	女	46	25	46	25	20	25	15	29	16	25	27	21	18	23	3	10	16	181
欠	男																		
	女																		
7	男	17	22	21	16	16	9	11	14	8	10	11	7	8	4	4	6	167	
	女	35	22	44	22	46	22	38	19	25	16	20	18	10	18	3	7	10	184
8	男	17	25	18	16	8	12	13	8	12	10	11	5	10	5	3	5	171	
	女	30	21	46	39	28	39	11	23	13	19	16	14	16	6	8	11	174	
天和元	男	14	25	15	18	12	14	12	14	10	12	10	7	11	5	4	6	181	
	女	11	21	51	20	35	27	45	14	26	13	25	13	12	4	8	12	174	
2	男	12	22	18	19	19	19	11	23	14	10	10	9	11	7	2	5	168	
	女	10	19	42	19	37	28	47	14	25	12	23	10	18	9	5	11	171	
3	男	14	20	23	18	18	17	16	34	7	11	11	7	12	10	5	6	170	
	女	6	19	42	24	42	22	39	18	34	5	19	8	15	10	4	7	174	
貞 享 元	男	17	26	19	21	14	21	19	33	7	15	12	10	17	8	7	4	177	
	女	9	17	36	22	43	19	40	19	33	15	27	8	14	18	3	7	170	
2	男	21	34	14	15	15	16	16	37	10	12	12	6	16	8	6	6	185	
	女	13	34	13	20	45	20	35	21	37	13	28	10	16	19	6	11	167	
3	男	26	40	14	29	29	11	19	40	10	17	12	14	17	5	9	8	186	
	女	14	12	26	21	50	20	31	21	40	17	26	14	17	4	8	14	187	
4	男	23	43	16	24	24	17	18	44	10	10	15	9	16	7	7	5	184	
	女	20	9	25	18	42	39	44	26	16	26	23	14	11	19	9	10	196	
元 禄 元	男	21	46	15	24	24	15	17	41	17	17	13	12	17	8	6	9	182	
	女	25	7	22	18	42	20	35	24	34	17	25	19	13	14	9	11	192	

欠	男	11	19	23	10	17	35	19	13	11	11	11	12	13	12	10	7	5	224
	女	15	23	42	17	43	56	32	24	32	13	24	8	23	29	17	16	11	205
延 延 2	男	9	18	24	12	16	25	27	13	13	20	10	14	12	12	8	2	4	227
	女	12	41	20	4	36	48	44	21	50	9	19	18	23	30	15	15	11	199
3	男	7	21	16	19	13	24	27	10	11	18	9	15	10	13	12	6	9	216
	女	6	34	15	6	31	18	42	23	29	8	19	8	23	25	14	12	9	201
4	男	9	14	22	16	12	22	28	12	13	12	10	16	16	11	11	5	9	214
	女	12	36	23	7	21	44	51	25	28	12	25	4	20	22	16	10	7	199
5	男	15	13	17	19	14	18	32	12	12	10	12	6	12	16	9	6	8	220
	女	14	22	15	16	22	40	56	24	29	10	22	12	18	22	17	13	7	198
6	男	20	10	20	21	10	19	31	16	16	12	28	9	21	11	11	7	8	225
	女	19	23	40	14	41	41	54	23	28	12	28	8	27	22	14	4	11	195
欠	男																		
	女																		
12	男	21	31	11	15	21	10	18	20	20	17	37	9	16	19	8	7	237	
	女	22	45	17	36	40	20	35	37	38	12	29	7	21	29	13	11	206	
13	男	23	30	8	20	16	16	25	19	19	10	30	8	17	16	11	6	231	
	女	21	45	21	46	29	27	35	30	43	18	28	9	20	26	12	18	205	
欠	男																		
	女																		
安 永 2	男	24	28	28	24	8	18	15	24	14	23	11	14	15	8	5	6	212	
	女	21	34	51	36	19	36	40	36	38	9	24	10	24	32	14	8	192	
3	男	20	29	29	19	14	12	19	29	13	26	10	16	16	7	5	7	208	
	女	18	44	26	32	24	28	16	28	10	28	13	12	28	17	8	11	198	
4	男	22	27	27	21	15	13	16	27	17	13	30	9	24	20	4	8	214	
	女	21	43	46	38	27	26	27	30	41	13	30	11	24	39	6	10	195	
元 禄 元	男																		
	女																		

第9表のつづき

年 号	年 齢	年 齢														計	総 計
		1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61~65	66~70		
5	男女	20 40	21 46	20 39	27 50	17 28	12 23	18 31	18 30	6 19	10 23	22 36	6 15	2 10	5 9	8 16	212
	男女	20 20	25 25	19 19	23 23	11 11	11 11	12 12	13 13	13 13	14 14	14 14	9 9	8 8	4 4	8 8	203
6	男女	10 29	27 50	15 34	26 49	21 31	10 20	14 29	18 27	8 16	7 20	11 23	17 27	3 8	4 9	3 14	198
	男女	19 19	23 23	19 19	23 23	10 10	10 10	15 15	9 9	13 13	12 12	10 10	15 15	5 5	4 4	11 11	192
7	男女	15 27	25 52	13 32	25 48	24 36	9 16	16 32	12 21	11 19	10 23	11 21	15 30	3 9	4 9	5 15	198
	男女	12 12	27 27	19 19	23 23	12 12	7 7	16 16	9 9	13 13	10 10	10 10	15 15	6 6	5 5	10 10	192
8	男女	15 27	21 41	17 41	28 52	20 32	12 20	11 24	17 28	11 16	6 17	15 25	14 31	3 10	4 9	3 13	197
	男女	12 12	20 20	17 17	24 24	12 12	8 8	12 12	9 9	11 11	10 10	15 15	17 17	7 7	5 5	10 10	190
9	男女	14 29	22 42	16 41	26 43	19 35	15 26	12 24	14 23	9 24	7 16	11 20	18 33	2 9	4 9	3 12	198
	男女	15 15	20 20	15 15	17 17	16 16	11 11	12 12	9 9	14 14	9 9	15 15	18 18	7 7	5 5	9 9	188
天 明 元	男女	19 32	15 32	22 45	19 37	23 44	16 28	12 21	18 24	11 24	10 19	21 34	3 10	1 6	7 7	6 15	201
	男女	13 13	17 17	23 23	18 18	21 21	9 9	12 12	11 11	17 17	9 9	13 13	7 7	6 6	9 9	184	
欠	男女																
	男女																
4	男女	18 26	15 32	20 39	17 41	28 53	17 26	11 23	12 24	14 24	6 15	12 19	13 26	2 7	7 13	201	
	男女	8 8	17 17	19 19	24 24	9 9	11 11	12 12	10 10	14 14	9 9	13 13	7 7	5 5	6 6	182	
5	男女	16 25	16 30	20 39	16 40	25 43	18 35	14 25	11 22	12 20	7 20	9 16	7 14	2 6	6 13	197	
	男女	9 9	14 14	19 19	24 24	17 17	11 11	12 12	8 8	12 12	8 8	14 14	12 12	4 4	7 7	178	
6	男女	17 25	19 31	15 31	22 45	20 38	22 40	14 23	12 22	11 20	4 11	6 15	15 27	1 5	4 12	196	
	男女	8 8	12 12	16 16	18 18	18 18	22 22	9 9	10 10	9 9	7 7	9 9	12 12	5 5	8 8	171	
7	男女	17 27	17 29	12 25	24 49	15 32	24 41	18 24	10 20	12 21	5 10	7 17	7 17	8 16	4 12	192	
	男女	10 10	12 12	13 13	25 25	17 17	17 17	10 10	9 9	12 12	10 10	10 10	10 10	8 8	8 8	168	
8	男女	17 27	17 28	11 22	22 44	12 28	25 42	18 25	9 19	17 24	7 17	4 11	5 13	8 17	4 13	188	
	男女	10 10	11 11	22 22	16 16	17 17	17 17	7 7	10 10	7 7	12 12	12 12	8 8	9 9	9 9	161	
欠	男女																
	男女																

文 化	6	男女	24 40	16 29	21 34	10 36	12 25	14 29	11 21	16 23	14 26	17 28	14 20	7 12	9 13	4 9	5 12	194
	男女	16 16	13 13	17 17	26 26	13 13	15 15	10 10	12 12	7 7	12 12	11 11	6 6	5 5	4 4	7 7	5 12	163
欠	7	男女	17 31	21 38	17 31	13 27	14 30	12 25	12 23	17 26	12 22	14 23	15 23	8 14	9 14	4 7	5 14	190
	男女	14 14	17 17	14 14	27 27	13 13	16 16	13 13	11 11	10 10	12 12	9 9	8 8	6 6	5 5	7 7	5 14	158
欠	13	男女	17 42	21 46	20 37	15 28	14 31	12 26	14 25	12 26	13 21	14 21	12 23	16 21	8 14	9 13	6 15	203
	男女	25 25	25 25	17 17	13 13	14 14	17 17	14 14	11 11	8 8	13 13	11 11	5 5	6 6	4 4	9 9	6 15	186
欠	14	男女	13 36	21 49	21 39	19 32	14 28	10 28	14 24	14 28	8 14	16 24	9 20	15 21	11 14	7 11	6 14	198
	男女	23 23	28 28	18 18	13 13	14 14	18 18	10 10	10 10	6 6	8 8	11 11	6 6	3 3	4 4	8 8	6 14	184
欠	文 政	2	男女	17 37	20 54	21 38	15 29	19 34	12 24	14 25	9 17	15 20	15 24	12 15	5 10	8 17	201	
	男女	20 20	34 34	17 17	14 14	15 15	17 17	10 10	11 11	8 8	15 15	9 9	3 3	5 5	9 9	8 17	189	
欠	4	男女	20 45	18 45	17 42	20 36	16 28	17 32	11 25	13 21	13 25	12 19	14 20	9 18	13 18	6 10	9 18	208
	男女	25 25	27 27	25 25	12 12	15 15	11 11	12 12	8 8	12 12	12 12	7 7	6 6	5 5	4 4	9 9	9 18	194
欠	6	男女	23 40	17 42	20 53	23 38	17 32	17 32	11 25	11 19	14 26	16 22	8 17	13 18	8 13	7 11	213	
	男女	17 17	25 25	33 33	15 15	15 15	12 12	10 10	8 8	12 12	10 10	6 6	9 9	5 5	5 5	4 4	191	
7	男女	23 36	21 49	20 53	20 38	14 30	19 35	15 26	12 24	12 22	15 25	13 20	10 19	13 22	9 12	5 10	212	
	男女	13 13	28 28	33 33	16 16	16 16	9 9	17 17	10 10	10 10	12 12	7 7	9 9	6 6	3 3	5 10	200	
8	男女	25 37	21 46	20 52	17 34	17 34	14 29	14 29	14 26	13 27	12 20	11 21	11 21	9 13	10 15	5 12	214	
	男女	12 12	25 25	32 32	17 17	17 17	15 15	14 14	12 12	8 8	12 12	10 10	10 10	4 4	5 5	7 7	194	
9	男女	29 38	20 47	18 46	19 41	18 35	14 27	15 31	10 21	14 21	12 26	12 18	13 20	9 17	9 14	6 12	218	
	男女	9 9	27 27	28 28	22 22	17 17	13 13	16 16	11 11	11 11	7 7	6 6	7 7	8 8	5 5	6 12	196	
欠																		

第9表のつぎ

年 号	年 齢		1~5		6~10		11~15		16~20		21~25		26~30		31~35		36~40		41~45		46~50		51~55		56~60		61~65		66~70		71以上		計	総 計																	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女																			
天保元	19	22	41	22	11	24	35	20	46	26	20	52	20	41	32	20	52	32	20	15	35	20	15	35	19	35	16	35	12	26	13	25	13	24	11	24	9	17	10	17	14	20	11	20	7	8	5	10	213	198	411
2	23	28	46	23	9	28	37	21	47	26	18	47	29	18	47	25	37	12	37	17	36	19	36	17	36	15	29	14	23	15	29	10	19	11	18	10	20	11	16	7	21	6	10	215	202	417					
3	16	31	32	16	18	49	19	43	24	16	45	29	19	45	21	39	18	39	15	25	13	26	12	22	10	20	7	11	4	11	14	19	5	10	6	10	4	10	7	12	5	10	217	200	417						
4	11	31	20	11	34	54	19	37	18	16	42	26	19	49	30	19	41	17	41	14	29	15	29	14	29	10	20	11	17	6	17	11	17	9	21	11	13	4	11	7	10	211	210	421							
5	17	38	21	17	38	26	23	41	18	21	47	30	17	47	17	42	14	24	16	32	16	32	12	22	10	22	11	20	9	15	10	13	8	14	6	14	8	14	4	13	218	222	440								
6	14	31	17	14	31	30	25	38	13	20	46	28	18	46	22	41	16	32	16	29	9	21	12	23	11	23	12	23	11	17	8	15	9	14	10	13	5	13	5	13	218	215	433								
7	14	38	24	14	38	24	28	43	15	20	45	25	16	41	18	40	16	38	16	33	13	26	14	27	13	27	9	17	8	17	7	11	4	11	7	13	6	11	5	11	212	218	430								
8	15	35	20	15	35	17	33	51	18	17	40	23	14	42	28	37	18	37	18	36	15	26	12	23	11	23	5	16	5	16	11	17	7	15	8	15	6	11	5	11	202	202	404								
9	16	31	15	16	31	19	28	45	17	17	35	26	13	39	20	38	17	34	17	33	10	24	11	22	9	14	5	14	4	14	7	10	8	13	10	13	4	14	185	194	379										
10	11	23	12	11	23	19	25	44	19	21	38	21	16	38	16	38	16	33	14	23	9	23	12	22	10	22	5	10	8	16	3	7	4	14	8	16	5	10	185	180	365										
11	10	18	8	10	18	18	27	51	24	21	33	22	17	39	13	38	15	30	15	30	13	26	11	20	9	18	6	11	5	11	7	14	7	14	4	12	3	7	6	11	177	174	351								
12	10	18	8	10	18	22	24	44	20	25	37	23	15	38	20	34	17	32	15	32	13	28	10	19	11	21	10	11	4	12	4	12	8	12	4	12	1	5	4	10	180	179	359								
13	14	22	8	14	22	20	18	35	17	31	47	15	15	37	22	32	16	29	13	29	17	31	13	22	9	20	11	20	9	19	13	22	9	19	10	21	7	10	187	175	362										

14	20	36	16	20	36	13	26	20	44	29	44	17	36	19	27	18	38	17	33	16	23	10	27	15	27	10	27	15	27	19	31	17	33	16	23	9	20	3	8	4	10	4	10	5	5	3	9	187	180	367
弘化元	23	48	20	23	48	10	20	19	38	24	43	21	37	16	32	15	32	17	30	13	24	11	23	4	11	7	11	4	11	4	11	7	13	6	13	3	7	4	11	3	7	4	10	198	178	371				
2	24	47	23	24	47	15	25	14	30	26	50	21	32	17	38	16	30	13	26	16	28	10	21	8	16	3	8	3	8	4	13	9	13	4	13	3	6	3	6	5	11	201	180	381						
3	23	47	24	23	47	18	26	17	37	20	43	24	36	12	34	15	29	14	29	14	27	13	27	10	20	10	20	2	6	3	11	8	11	6	11	4	10	6	11	5	11	203	188	386						
4	17	37	20	17	37	19	35	17	35	18	37	16	47	16	38	16	28	14	26	16	30	13	22	9	18	6	8	2	8	4	12	8	12	4	10	6	9	3	9	4	10	199	188	387						
安政3	20	41	21	22	39	17	39	23	52	19	26	15	28	21	39	18	32	18	32	13	26	14	25	12	24	10	20	8	15	7	15	8	15	2	5	3	5	8	13	225	192	417								
万延元	19	39	20	25	39	14	39	20	41	24	50	16	23	13	25	20	35	19	28	16	29	13	29	11	21	15	26	12	21	9	19	10	19	4	9	4	9	4	9	4	9	226	188	414						
文久2	19	40	21	24	48	12	48	23	35	20	44	19	31	15	27	19	31	19	28	17	32	14	25	11	20	13	22	9	22	10	18	8	18	4	12	4	12	2	6	228	191	419								
3	22	48	21	25	49	11	49	23	34	18	48	23	36	13	22	18	30	9	28	16	31	11	23	12	22	8	16	8	16	5	14	9	14	4	5	4	5	232	187	419										
元治元	20	40	20	25	48	13	48	26	39	16	40	25	43	14	21	16	29	12	28	11	30	11	26	11	24	10	19	10	19	6	15	9	19	4	6	4	6	233	194	427										
2	12	24	12	24	28	14	52	25	39	20	40	22	44	13	17	11	24	16	30	9	25	13	25	9	19	11	20	11	20	7	15	8	15	3	5	3	5	212	185	397										
慶応2	17	33	16	20	43	23	43	26	47	22	40	17	38	17	20	13	23	13	28	18	28	10	26	8	20	11	21	10	16	6	12	6	12	5	7	217	185	402												
明治5	22	34	22	20	42	22	42	19	41	27	51	23	38	16	29	17	26	11	21	10	26	18	29	10	22	11	21	7	13	10	19	9	19	4	10	225	197	422												

第 10 表 年齢別人口構成表 (下人を含む)

年号	年齢		1~5		6~10		11~15		16~20		21~25		26~30		31~35		36~40		41~45		46~50		51~55		56~60		61~65		66~70		71以上		計												
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女														
延宝 2	23	50	27	26	21	47	26	54	29	54	26	43	23	42	19	25	16	37	13	25	12	23	11	23	16	24	8	24	10	23	8	11	4	9	6	14	9	16	219	440	221				
7	18	36	18	36	25	50	25	50	24	51	27	51	22	45	20	44	20	41	20	35	17	24	13	18	10	17	10	18	7	18	11	18	4	7	3	7	4	7	5	11	217	431	214		
天和元	15	25	17	31	29	50	29	50	23	50	20	52	20	46	26	44	21	39	21	42	11	24	13	18	5	24	8	12	10	16	10	18	6	16	5	13	3	5	4	10	217	430	213		
2	13	23	10	23	23	39	16	39	19	40	21	54	33	43	30	50	13	32	22	35	13	18	8	16	7	17	10	14	6	14	11	20	11	20	7	12	2	4	5	11	212	404	192		
3	15	21	6	21	24	41	17	41	20	47	27	47	26	50	24	50	18	36	15	26	11	18	19	37	8	17	10	16	11	20	11	20	9	9	6	11	4	7	6	12	224	411	187		
貞享元	16	25	9	25	21	38	17	38	26	48	22	48	28	52	24	52	16	37	21	42	8	15	10	18	8	16	10	18	8	16	10	18	10	18	8	14	6	13	5	8	5	11	229	424	195
2	22	35	13	35	15	27	12	27	28	54	26	54	28	56	28	56	29	47	17	34	17	34	19	35	16	35	9	21	6	14	8	14	6	14	5	9	4	9	7	12	230	438	208		
3	27	41	14	41	16	26	10	26	31	57	26	57	27	53	26	55	26	46	19	36	17	36	13	28	9	22	11	18	7	20	8	12	4	12	9	17	6	13	7	10	244	454	210		
4	23	43	20	43	17	26	9	26	23	45	22	45	28	59	31	61	16	34	18	34	16	34	15	33	10	25	10	17	7	17	11	18	5	10	5	10	8	14	5	10	232	457	225		
元禄元	23	50	27	50	14	22	8	22	25	45	20	45	29	62	33	62	28	50	21	43	22	43	17	34	16	28	13	26	10	16	6	16	10	20	7	12	12	21	6	12	6	11	247	471	224

第 11 表 下人男女別年齢別構成表

年号	年齢		1~5		6~10		11~15		16~20		21~25		26~30		31~35		36~40		41~45		46~50		51~55		56~60		61~65		66~70		71以上		計		
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女				
延宝 2	1	2	3	0	0	0	7	15	8	18	13	28	6	10	3	3	3	4	5	6	5	6	1	6	0	0	1	1	0	0	0	0	53	95	42
7	1	1	1	1	3	4	5	10	6	18	18	27	8	17	5	13	3	5	5	5	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	62	105	43
8	1	1	1	4	4	4	6	8	10	21	14	29	12	19	9	15	3	5	4	4	4	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	69	112	43
天和元	0	0	0	1	1	1	8	10	6	19	18	27	7	13	5	13	4	5	2	2	4	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	62	98	36
2	0	0	0	1	1	1	5	6	9	15	18	32	5	16	7	9	2	3	2	2	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	50	90	40
3	0	0	0	0	0	0	7	10	8	17	21	29	11	21	6	10	5	8	2	2	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	65	101	36
貞享元	0	0	0	0	0	0	4	7	12	22	16	27	20	28	7	8	5	10	1	1	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	69	107	38
2	0	0	0	0	0	0	5	8	15	30	13	22	21	31	7	11	5	9	4	4	1	1	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	71	117	46
3	0	0	0	0	0	0	5	8	15	30	13	22	21	31	7	11	5	9	4	4	1	1	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	69	123	54
4	0	0	0	0	0	0	5	9	16	34	9	24	21	29	6	13	6	7	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	70	124	54
元禄元	0	0	0	0	0	0	5	5	18	33	18	32	18	23	11	13	5	5	2	3	2	2	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	77	119	42

第12表 村外より入来下人男女別年齢別構成表

年号	年齢		1~5		6~10		11~15		16~20		21~25		26~30		31~35		36~40		41~45		46~50		51~55		56~60		計		村外江 泰	
	男	女	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
延宝2	1	2	0	0	0	0	0	2	4	9	12	2	2	0	2	2	2	0	3	3	1	1	0	0	0	0	17	18	0	2
7	0	0	1	1	0	2	2	1	3	4	7	3	4	1	1	0	1	0	2	2	0	1	0	0	0	10	12	1	3	4
8	0	0	0	2	1	2	1	2	3	5	10	5	5	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	16	13	5	7	2
天和元	0	0	0	0	0	0	4	1	2	6	8	3	4	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	15	4	8	4
2	0	0	0	0	0	0	4	4	3	7	9	12	6	5	2	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	23	16	0	4	4
3	0	0	0	0	0	0	5	2	4	8	12	16	8	7	1	3	2	3	1	2	0	0	1	1	0	33	22	1	4	4
貞享元	0	0	0	0	4	1	4	5	3	8	17	15	11	6	1	2	2	5	1	1	0	0	1	1	0	34	22	1	3	2
2	0	0	0	0	4	3	7	9	16	14	19	19	14	5	3	7	2	5	0	0	1	1	0	0	0	39	27	0	1	1
3	0	0	0	0	3	4	7	10	19	9	12	14	10	4	6	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	37	26	2	4	2
4	0	0	0	0	1	3	4	9	19	10	16	17	8	12	5	3	2	1	2	1	1	1	1	0	0	35	26	2	5	3
元禄元	0	0	0	0	0	3	3	11	24	13	17	14	10	14	7	8	0	0	0	0	2	2	2	2	0	45	25	1	4	4

第13表 労働人口・非労働人口百分比表

年号	年齢		1-15		16-60		61以上		合計		年号	年齢		1-15		16-60		61以上		合計								
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%							
延宝2	138	38.2	187	51.8	36	10.0	361	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
7	125	35.6	208	57.8	23	6.6	351	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
8	115	33.6	201	58.0	29	8.4	345	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
天和元	111	31.5	215	60.5	29	8.0	355	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
2	101	29.7	211	62.2	27	8.1	339	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
3	102	29.6	213	61.9	29	8.5	344	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
貞享元	105	30.2	221	63.0	21	6.8	347	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
2	106	30.1	213	60.5	33	9.4	352	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
3	116	31.9	217	58.1	40	10.0	373	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
4	110	28.4	228	60.0	42	11.6	380	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
元禄元	110	29.4	225	60.1	39	10.5	374	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
寛延2	108	25.2	277	64.5	44	10.4	429	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
寛延4	106	24.9	275	64.8	45	10.3	426	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
寛延8	99	23.7	271	65.0	47	11.3	417	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
3	102	24.7	266	64.3	45	11.0	413	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
4	96	27.7	277	61.5	45	10.8	418	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
5	102	24.0	268	64.0	50	12.0	420	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100
6	102	24.0	268	64.0	50	12.0	420	100	12	13	116	26.1	274	61.8	53	12.1	443	100	13	13	103	28.8	220	61.6	34	9.6	357	100

大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計

一九五〇(100千)

右へつゞく

次頁へつゞく

新開右エリツツキ

第 13 表 の つ つ き 左エリツツキ

年 号	1-15		16-60		61 以上		合 計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
天保元	122	29.1	251	61.0	38	9.9	411	100
天保元	130	31.1	245	58.7	42	10.2	417	100
2	124	29.7	252	60.4	41	9.9	417	100
3	122	29.0	261	62.0	38	9.0	421	100
4	134	30.5	266	60.5	40	9.0	440	100
5	130	30.0	267	61.6	36	8.4	433	100
6	132	30.7	263	61.1	35	8.2	430	100
7	132	30.7	263	61.1	35	8.2	430	100
8	135	30.6	233	57.1	40	12.3	408	100
9	131	31.4	240	58.2	43	10.4	414	100
10	138	33.4	230	55.8	44	10.8	412	100
11	135	33.4	227	56.1	42	10.5	404	100
12	132	32.5	224	55.7	46	11.8	402	100
13	125	32.1	222	57.0	42	10.9	389	100
14	124	32.4	219	57.3	39	10.3	382	100
15	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
16	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
17	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
18	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
19	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
20	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
21	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
22	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
23	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
24	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
25	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
26	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
27	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
28	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
29	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
30	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
31	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
32	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
33	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
34	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
35	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
36	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
37	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
38	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
39	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
40	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
41	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
42	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
43	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
44	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
45	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
46	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
47	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
48	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
49	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
50	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
51	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
52	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
53	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
54	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
55	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
56	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
57	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
58	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
59	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
60	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
61	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
62	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
63	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
64	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
65	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
66	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
67	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
68	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
69	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
70	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
71	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
72	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
73	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
74	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
75	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
76	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
77	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
78	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
79	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
80	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
81	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
82	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
83	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
84	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
85	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
86	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
87	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
88	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
89	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
90	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
91	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
92	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
93	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
94	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
95	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
96	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
97	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
98	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
99	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100
100	129	33.0	219	56.1	42	10.9	390	100

右へツツキ

年 号	123	30.4	252	62.3	29	7.3	404	100
8	123	30.4	252	62.3	29	7.3	404	100
9	119	31.4	233	61.5	27	7.1	379	100
10	106	29.0	234	64.1	25	6.9	365	100
11	101	28.7	226	64.6	24	6.7	351	100
12	101	28.1	231	64.3	27	7.6	359	100
13	94	25.9	242	66.8	26	7.3	362	100
14	106	28.8	234	63.7	27	7.5	367	100
15	101	27.2	240	64.6	30	8.2	371	100
16	102	26.7	249	65.3	30	8.0	381	100
17	110	28.5	244	63.2	32	8.3	386	100
18	107	27.6	249	64.6	31	7.8	387	100
19	132	31.4	252	60.4	33	8.2	417	100
20	119	28.7	258	62.3	37	9.0	414	100
21	128	29.3	260	62.0	36	8.7	419	100
22	126	30.0	258	61.3	35	8.7	419	100
23	127	29.7	260	60.8	40	9.5	427	100
24	115	28.9	244	61.4	38	9.7	397	100
25	123	30.5	244	60.6	35	8.9	402	100
26	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
27	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
28	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
29	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
30	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
31	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
32	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
33	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
34	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
35	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
36	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
37	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
38	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
39	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
40	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
41	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
42	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
43	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
44	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
45	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
46	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
47	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
48	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
49	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
50	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
51	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
52	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
53	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
54	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
55	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
56	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
57	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
58	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
59	117	28.9	263	62.3	42	9.8	422	100
60	117							

大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計

第 16 表 下人雇入家族(A)・下人放出家族(B)家族員数別戸数表

年号	員数	家族員数別																		戸数計	人数計	一戸平均人数	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18				19
延宝 2	A	0	0	0	0	0	3	1	3	8	3	2	1	0	1	0	0	1	0	0	23	216	9.39
	B	1	1	6	4	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	70	3.88
7	A	0	0	1	1	0	2	1	2	2	5	2	4	0	2	0	0	0	1	0	23	226	9.82
	B	3	4	7	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	60	3.00
8	A	0	0	0	1	0	2	4	0	4	4	1	4	2	0	1	0	0	0	1	24	239	9.95
	B	5	2	6	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	65	3.09
天和元	A	0	0	0	1	1	0	3	4	3	3	2	2	2	0	1	0	0	0	0	22	206	9.36
	B	1	6	6	9	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	80	2.75
2	A	0	0	2	0	0	1	3	3	4	3	2	0	3	0	1	0	0	0	0	22	199	9.04
	B	8	3	8	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	67	2.79
3	A	0	0	0	1	0	2	2	4	3	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	22	210	9.54
	B	8	5	7	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	59	2.45
貞享元	A	0	0	0	0	0	2	4	3	3	0	0	2	5	0	1	1	0	0	0	21	211	10.04
	B	7	7	7	2	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	75	2.88
2	A	0	0	0	1	1	0	0	7	3	2	0	1	2	2	1	2	0	0	0	22	225	10.22
	B	5	5	7	3	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	78	3.12
3	A	0	0	1	1	0	1	4	4	2	2	0	2	1	4	1	0	2	0	0	25	253	10.12
	B	7	7	6	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	74	2.74
4	A	0	0	0	2	1	1	2	1	3	0	1	4	0	3	3	0	0	1	0	22	262	11.90
	B	5	11	4	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	86	2.86
元禄元	A	0	0	0	1	2	3	3	2	1	4	2	3	1	2	1	0	0	0	0	25	232	9.32
	B	5	10	2	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	67	2.48

第 17 表 家族員数別戸数構成百分比表

年号	員数	家族員数別戸数構成百分比											計
		1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11人以上	
延宝 2		67	106	172	143	156	118	91	25	12	5	8	903
元禄元		7.4%	10.6%	19.8%	15.8%	17.2%	13.0%	10.0%	2.7%	1.3%	0.5%	0.8%	100%
宝暦元		41	86	166	184	169	95	40	23	4	4	0	812
宝暦 13		5.0%	10.5%	20.4%	22.6%	20.8%	11.5%	4.9%	2.8%	0.4%	0.4%	0	100%
安永 2		93	287	342	329	264	139	86	29	18	1	0	1588
天明 8		5.8%	18.0%	21.5%	20.7%	16.5%	8.7%	5.4%	1.8%	1.1%	0.6%	0	100%
文化 6		103	128	151	140	155	126	86	42	6	1	0	938
文政 9		10.3%	13.6%	16.0%	14.9%	16.5%	13.4%	9.1%	4.4%	0.6%	0.1%	0	100%
天保元		229	274	416	397	408	207	180	139	36	0	0	2286
慶応 2		9.9%	11.5%	18.1%	18.0%	17.7%	9.0%	7.8%	6.0%	1.5%	0	0	100%

一九九 (一〇一一)

第 15 表のつづき

年号	員数	1人 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12												戸数計	人数合計	1戸平均人数	寺	
		文化 13	9	13	14	11	19	15	5	6	0	0	0					0
14	8	13	13	14	20	14	4	4	1	0	0	0	0	91	382	4.20	1	
欠																		
文政 2	7	14	16	16	17	9	8	6	0	0	0	0	0	93	390	4.84	1	
欠																		
4	9	13	15	13	12	14	11	5	1	0	0	0	0	93	402	4.21	1	
欠																		
6	13	10	17	12	12	11	15	4	1	0	0	0	0	95	404	4.25	1	
7	11	9	17	13	12	13	12	6	1	0	0	0	0	94	412	4.37	1	
8	14	9	13	11	16	18	8	5	1	0	0	0	0	95	408	4.29	1	
9	11	10	16	15	15	15	10	5	0	1	0	0	0	98	414	4.30	1	
欠																		
天保元	9	11	16	19	14	11	9	6	1	0	0	0	0	96	411	4.16	1	
2	7	11	15	22	15	9	8	6	3	0	0	0	0	96	417	4.40	1	
3	7	8	17	22	16	8	7	8	2	0	0	0	0	95	417	4.38	1	
4	7	8	16	18	23	8	6	8	1	0	0	0	0	95	421	4.43	1	
5	5	11	11	20	21	12	7	7	2	0	0	0	0	96	440	4.70	1	
6	7	11	13	18	22	12	7	5	3	0	0	0	0	98	433	4.40	1	
7	6	12	12	19	26	7	7	5	3	0	0	0	0	97	430	4.43	1	
8	11	9	19	17	22	7	7	5	1	0	0	0	0	98	404	4.12	1	
9	12	11	20	14	20	9	6	3	1	0	0	0	0	96	379	3.95	1	
10	11	11	19	16	17	9	8	2	0	0	0	0	0	93	365	3.92	1	
11	12	12	21	11	19	8	7	2	0	0	0	0	0	92	351	3.81	1	
12	13	15	18	15	15	6	6	5	1	0	0	0	0	94	359	3.81	1	
13	14	14	18	12	17	6	8	3	1	0	0	0	0	93	362	3.81	1	
14	10	12	23	16	13	10	5	5	0	0	0	0	0	94	367	3.86	1	
弘化元	10	12	26	13	13	9	8	4	0	0	0	0	0	95	371	3.90	1	
2	10	15	19	15	12	12	5	6	1	0	0	0	0	95	381	4.15	1	
3	13	13	17	17	13	7	8	7	1	0	0	0	0	96	386	3.97	1	
4	14	11	18	17	17	5	8	5	2	0	0	0	0	97	387	3.98	1	
欠																		
安政 3	12	14	15	12	17	7	7	12	0	0	0	0	0	96	417	4.20	1	
欠																		
万延元	9	7	17	20	8	13	9	7	1	0	0	0	0	91	414	4.54	1	
欠																		
文久 2	9	15	12	22	14	9	6	9	2	0	0	0	0	98	419	4.27	1	
欠																		
元治元	9	12	17	15	18	8	10	6	9	0	0	0	0	104	427	4.11	1	
文久 2	6	10	20	11	19	9	10	6	0	0	0	0	0	91	397	4.36	1	
慶応 2	6	9	17	16	17	6	11	7	1	0	0	0	0	90	402	4.44	1	
欠																		
明治 5	3	12	14	21	12	13	8	6	3	0	0	0	0	92	422	4.59	1	

一九八 (一〇一〇)

第 18 表のつづき

年号	実子数	夫婦組数と実子数								合実子計数	夫婦組数	平均	夫婦のいない戸数	全戸数	%	
		0人	1	2	3	4	5	6	7							8
欠文化	13	9	8	13	19	8	1	2	0	0	140	60	2.33	28	93	30
欠文化	14	10	10	10	18	9	0	1	0	0	126	58	2.17	30	91	33
欠政	2	7	12	12	11	9	3	1	0	0	126	55	2.27	37	93	39
欠	4	5	11	12	11	10	7	1	0	0	149	57	2.61	37	93	39
欠	6	7	13	10	10	9	10	2	0	0	161	61	2.72	30	95	31
欠	7	4	13	13	8	14	5	2	0	0	156	59	2.64	33	94	35
欠	8	5	8	16	7	14	5	2	0	0	154	57	2.70	33	95	34
欠	9	8	10	15	7	13	4	1	1	0	146	59	2.47	38	98	38
欠保元	7	7	9	9	16	6	4	3	1	0	144	55	2.61	38	96	39
欠保元	2	7	12	14	12	6	3	5	0	0	145	59	2.45	40	96	41
欠保元	3	5	10	14	12	6	3	5	0	0	143	55	2.60	36	95	39
欠保元	4	12	14	11	15	5	5	5	0	0	153	67	2.32	35	95	38
欠保元	5	11	14	13	14	6	5	4	1	0	162	68	2.38	40	96	41
欠保元	6	5	14	14	15	4	4	2	2	0	149	60	2.48	42	98	42
欠保元	7	4	9	18	14	5	3	2	2	0	148	57	2.59	39	97	40
欠保元	8	6	15	11	12	6	1	3	0	0	120	54	2.22	45	98	45
欠保元	9	5	9	13	12	5	3	1	0	0	112	48	2.33	50	96	52
欠保元	10	7	12	11	10	6	3	0	0	0	103	49	2.10	50	93	53
欠保元	11	9	12	7	9	8	2	0	0	0	95	47	2.02	50	92	54
欠保元	12	11	12	7	10	4	5	0	1	0	104	50	2.08	46	94	48
欠保元	13	7	14	9	9	6	4	0	1	0	110	50	2.20	47	95	49
欠保元	14	4	16	11	9	9	1	2	0	0	118	52	2.26	45	95	47
欠保元	2	5	18	10	10	8	2	2	0	0	122	55	2.21	45	95	47
欠保元	3	4	17	10	11	6	4	2	0	0	126	54	2.33	46	94	48
欠保元	4	6	15	13	11	3	6	1	1	0	129	56	2.30	45	97	46
欠保元	4	6	13	15	12	1	5	2	0	0	120	54	2.22	45	97	46
欠政	3	3	19	13	11	5	6	2	0	0	140	59	2.37	43	99	43
欠政	元	6	13	19	7	5	6	3	0	0	140	59	2.37	43	91	47
欠文	2	5	8	22	14	4	3	5	0	0	155	61	2.54	43	98	43
欠文	元	4	11	11	19	5	4	5	0	0	161	59	2.72	34	104	32
欠文	元	4	9	14	20	6	4	3	0	0	159	60	2.65	35	91	38
欠文	元	2	2	9	14	16	8	6	3	0	165	58	2.84	34	90	37

大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計

HO1 (10111)

第 18 表 夫婦組数と実子数件数表

年号	実子数	夫婦組数と実子数								合実子計数	夫婦組数	平均	夫婦のいない戸数	全戸数	%	
		0人	1	2	3	4	5	6	7							8
延宝	2	6	18	16	20	11	3	2	0	0	179	76	2.35	16	78	20
欠	7	6	17	15	11	7	7	2	0	0	150	65	2.30	18	80	22
欠	8	5	16	15	10	9	8	1	1	0	165	65	2.53	21	79	26
天和	元	5	15	18	8	11	4	2	1	0	158	64	2.43	27	86	31
天和	元	2	6	15	8	13	2	2	2	0	150	49	3.06	24	84	28
天和	元	3	10	13	10	13	7	5	2	0	149	60	2.45	23	82	28
天和	元	4	16	11	9	8	5	2	0	0	134	55	2.43	24	80	30
天和	元	2	10	14	13	10	8	7	2	0	149	64	2.32	22	79	28
天和	元	3	9	14	11	8	11	6	2	1	153	62	2.46	24	84	28
天和	元	4	11	19	11	12	8	7	3	0	162	71	2.28	23	84	27
天和	元	10	20	17	13	6	7	2	0	0	164	75	2.18	20	83	24
天和	元	4	4	24	14	14	6	2	1	0	134	65	2.06	39	99	39
天和	元	2	6	24	14	14	5	2	1	0	130	66	1.96	42	99	42
天和	元	3	10	25	20	9	4	4	0	0	138	72	1.90	36	100	36
天和	元	4	10	24	18	14	1	3	1	0	127	71	1.64	37	99	37
天和	元	5	6	22	22	14	2	2	2	0	138	70	1.97	36	99	36
天和	元	6	6	24	17	14	3	1	2	0	129	67	1.92	34	99	34
天和	元	12	9	18	25	16	5	2	1	0	152	76	2.00	38	109	35
天和	元	13	6	15	23	16	6	3	0	0	148	69	2.17	38	108	35
天和	元	2	3	19	10	9	12	6	0	0	144	59	2.44	47	103	47
天和	元	3	1	16	11	10	11	3	1	0	133	53	2.50	51	105	51
天和	元	4	3	10	16	9	9	5	1	0	136	53	2.56	53	106	53
天和	元	5	4	8	16	7	10	4	2	0	133	51	2.60	53	108	53
天和	元	6	2	8	13	8	9	3	1	0	115	44	2.60	51	102	51
天和	元	7	2	10	12	7	6	5	1	0	110	43	2.25	56	101	56
天和	元	8	1	14	13	6	5	6	1	0	114	46	2.47	55	100	55
天和	元	9	1	11	13	9	6	4	1	0	114	45	2.53	52	98	52
天和	元	1	9	17	9	6	3	2	0	0	121	47	2.57	47	96	47
天和	元	2	4	9	16	11	5	3	2	0	121	50	2.42	45	97	45
天和	元	3	4	10	12	12	6	3	2	0	121	49	2.46	48	96	48
天和	元	4	3	16	10	12	4	3	2	0	115	50	2.30	45	98	45
天和	元	5	3	17	9	16	2	3	1	1	119	52	2.29	47	97	47
天和	元	6	3	13	11	12	4	2	1	1	110	47	2.34	45	95	45
天和	元	7	3	8	18	9	3	2	1	1	106	45	2.34	45	93	45
天和	元	8	5	9	12	10	2	2	1	0	93	42	2.21	45	93	45
天和	元	6	11	16	13	12	6	1	1	0	113	60	1.88	33	94	35
天和	元	7	11	18	16	12	5	1	0	1	118	64	1.84	29	93	31

HO1 (10111)

第 19 表のつづき

年 号	死亡人数			死亡率	幼 児 死 亡				出生人数			出生率	
	男	女	計		5歳以下		10歳以下		男	女	計		
					人数	死亡率	人数	死亡率					
欠				%		%		%				%	
文化13	6	6	12	30.8	1	8.3	1	8.3	3	3	6	15.4	
14	5	5	10	25.9	0	0	1	10.0	4	5	9	23.6	
欠													
文政2	3	3	6	15.4	0	0	1	16.7	9	7	16	41.0	
欠													
4	5	6	11	27.3	0	0	1	9.1	2	4	6	14.9	
欠													
6	6	2	8	19.8	3	37.5	4	50.0	10	4	14	34.7	
7	5	3	8	19.5	2	25.0	2	25.0	8	4	12	29.7	
8	5	4	9	22.1	4	44.4	5	55.6	7	4	11	27.0	
9	5	5	10	24.4	2	20.0	2	20.0	4	3	7	16.9	
欠													
天保元	3	2	5	12.2	0	0	0	0	5	5	10	24.3	
2	5	3	8	19.0	1	12.5	1	12.5	1	2	3	7.1	
3	3	2	5	12.0	1	20.0	1	20.0	2	4	6	14.4	
4	4	2	6	14.2	0	0	1	16.7	4	9	13	30.9	
5	8	5	13	29.5	1	7.7	2	15.4	5	2	7	15.9	
6	4	2	6	13.9	1	16.6	3	50.0	1	7	8	18.6	
7	13	15	28	65.1	5	17.9	9	32.1	4	4	8	18.6	
8	14	11	25	58.6	1	4.0	1	4.0	4	3	7	17.3	
9	5	4	9	23.7	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	3	6	9	24.7	0	0	0	0	1	1	2	5.5	
11	2	2	4	11.4	1	25.0	2	50.0	6	6	12	34.1	
12	2	2	4	11.1	0	0	1	25.0	6	2	8	22.0	
13	5	7	12	33.1	3	25.0	4	33.3	7	10	17	47.0	
14	0	2	2	5.4	0	0	0	0	5	3	8	21.8	
弘化元	2	2	4	10.8	0	0	0	0	5	3	8	21.6	
2	1	2	3	7.9	0	0	1	33.3	4	6	10	26.2	
3	8	1	9	23.3	4	44.4	5	55.6	3	7	10	25.9	
4	2	3	5	12.9	2	40.0	2	40.0	5	6	11	27.9	
欠													
安政3	4	5	9	21.3	4	44.4	4	44.4	3	8	11	28.8	
欠													
万延元	1	3	4	9.7	0	0	0	0	6	6	12	29.0	
欠													
文久2	4	5	9	21.5	2	22.2	2	22.2	3	5	8	20.0	
欠													
元治元	18	10	28	65.6	5	17.9	5	17.9	1	1	2	4.7	
2	2	3	5	15.1	0	0	0	0	6	9	15	37.5	
慶応2	4	3	7	17.2	0	0	0	0	3	2	5	12.2	
	全 期 間			22.42	全 期 間 幼 児 死 亡 率 (5歳以下) 平均		14.16	全 期 間 幼 児 死 亡 率 (10歳以下) 平均		19.94	全 期 間 出 生 率 平均		17.88

大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計

二〇三(二〇一五)

第 19 表 死亡率及び出生率表

年 号	死亡人数			死亡率	幼 児 死 亡				出生人数			出生率
	男	女	計		5歳以下		10歳以下		男	女	計	
					人数	死亡率	人数	死亡率				
延宝2	2	2	4	11.1%	1	25.0%	1	25.0%	3	4	7	19.4%
欠												
7	4	5	9	25.6	2	22.2	3	33.3	3	0	3	8.5
8	5	5	10	28.7	3	30.0	3	30.0	1	3	4	11.6
天和元	12	5	17	47.9	4	23.5	7	41.2	4	1	5	14.1
2	2	1	3	8.8	0	0	0	0	4	1	5	14.7
3	1	1	2	5.7	0	0	0	0	6	5	11	32.0
貞享元	3	1	4	11.5	0	0	0	0	2	4	6	17.2
2	2	4	6	17.05	1	16.7	1	16.7	4	5	9	25.6
3	4	1	5	13.4	0	0	0	0	3	4	7	18.8
4	3	1	4	10.5	2	50.0	2	50.0	4	5	9	23.7
元禄元	7	12	19	48.3	8	42.1	9	47.4	4	1	5	12.7
欠												
寛延4	2	4	6	13.9	0	0	0	0	2	0	2	4.7
宝暦2	10	4	14	32.9	2	14.4	4	28.6	2	5	7	16.4
3	7	7	14	33.6	1	7.1	4	28.6	4	3	7	16.8
4	3	4	7	17.0	1	14.3	1	14.3	7	3	10	24.3
5	5	4	9	21.5	1	11.1	1	11.1	5	3	8	19.1
6	8	2	10	23.8	0	0	0	0	5	0	5	11.9
欠												
12	7	2	9	20.3	0	0	1	11.1	3	4	7	15.8
13	2	3	5	11.5	0	0	0	0	10	7	17	39.0
欠												
安永2	10	4	14	34.6	0	0	0	0	1	4	5	12.4
3	3	4	7	17.2	0	0	0	0	3	4	7	17.2
4	7	4	11	26.8	0	0	0	0	4	3	7	17.0
5	10	8	18	43.4	2	11.1	3	16.7	1	2	3	7.2
6	4	5	9	23.1	2	22.2	3	33.3	3	2	5	12.8
7	5	1	6	14.6	2	33.3	2	33.3	4	0	4	10.0
8	4	4	8	20.7	2	25.0	2	25.0	4	4	8	20.7
9	2	4	6	15.5	2	33.3	2	33.3	2	3	5	13.0
天明元	3	4	7	18.2	1	14.3	1	14.3	2	3	5	13.0
2	3	3	6	15.8	0	0	0	0	4	0	4	10.5
3	4	4	8	21.0	0	0	0	0	2	1	3	7.9
4	9	10	19	49.6	2	10.6	4	21.1	4	4	8	20.9
5	7	2	9	24.0	0	0	0	0	4	2	6	16.0
6	6	2	8	21.8	3	37.5	3	37.5	4	3	7	19.1
7	6	4	10	27.8	1	10.0	2	20.0	3	1	4	11.1
8	10	6	16	45.9	1	6.3	1	6.3	1	3	4	11.5
欠												
文化6	6	2	8	23.1	2	25.0	2	25.0	3	6	9	25.9
7	0	1	1	29.0	0	0	0	0	7	12	19	54.6

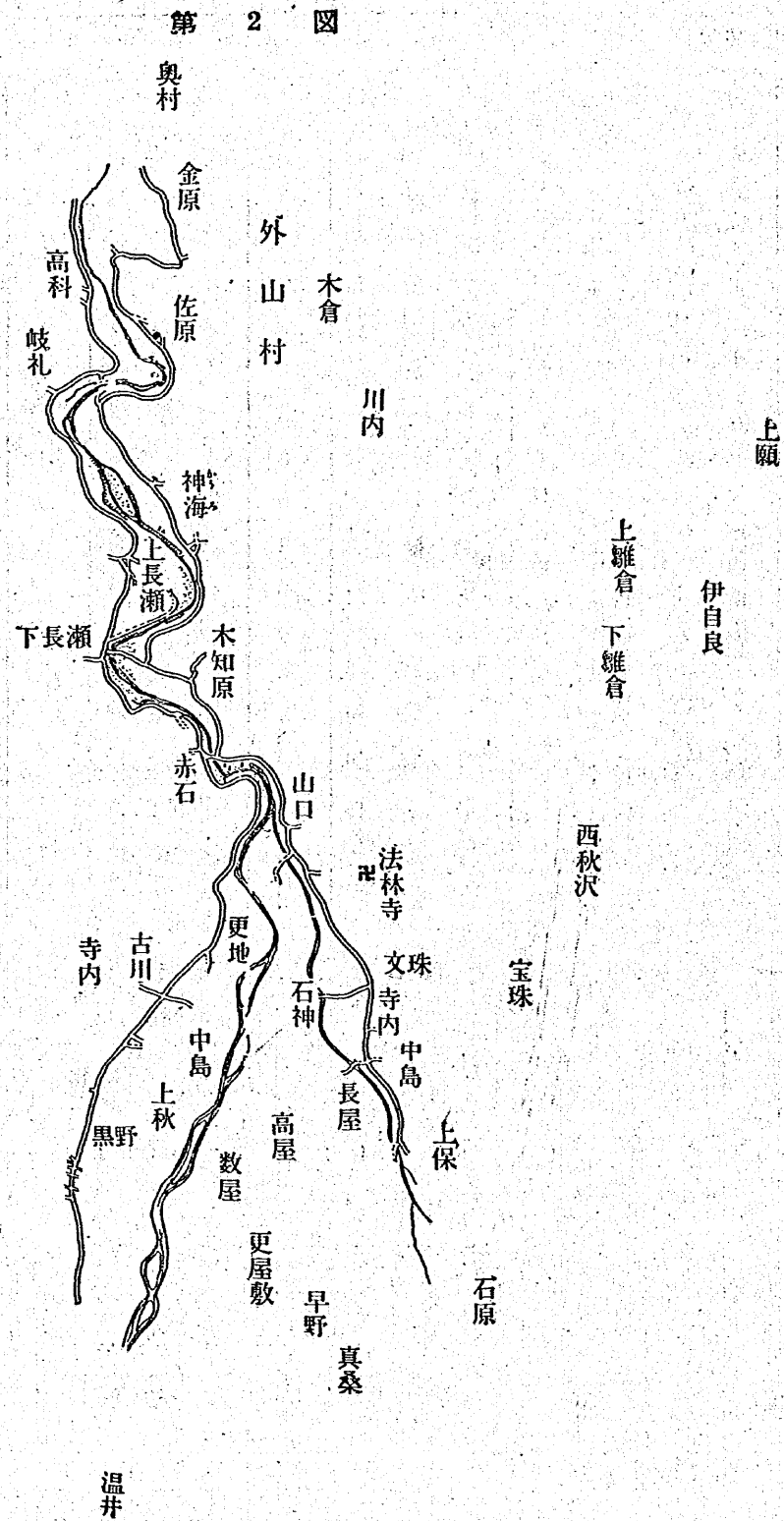
二〇二(二〇一四)

大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計

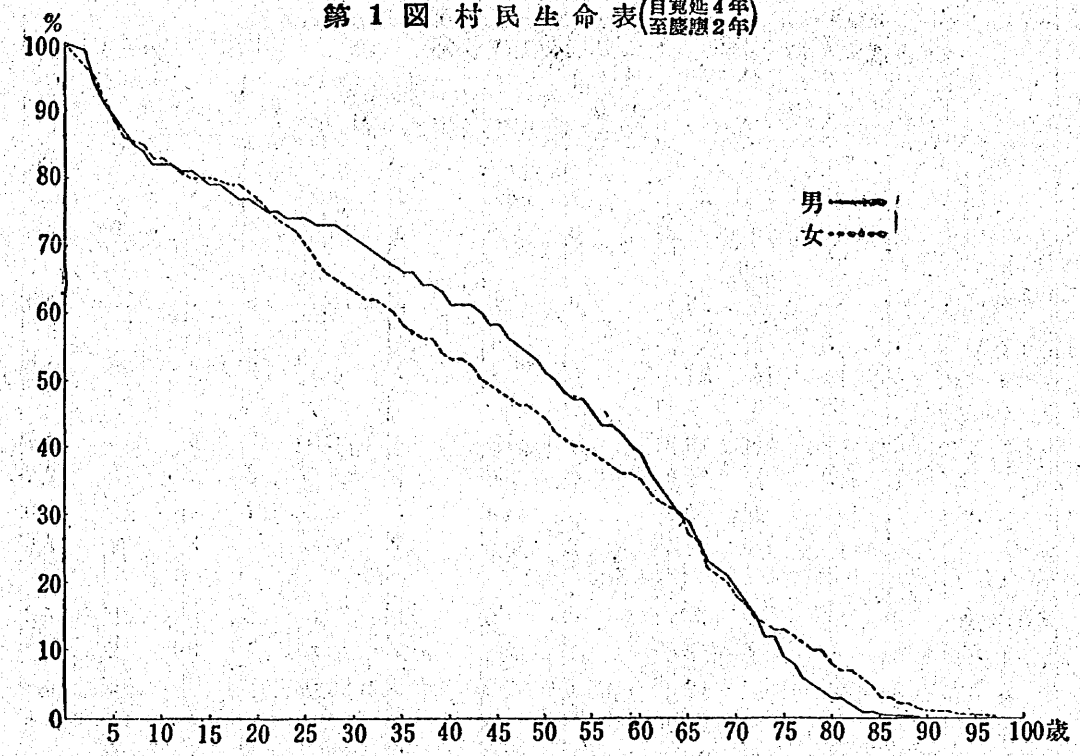
名札

肥田

二〇五 (一〇一七)



第 1 図 村民生命表 (自寛延 4 年 至慶應 2 年)



第 23 表 婚姻年齢別件数(女子)表

	前期	中期	後期
15歳以下	5	2	2
16 — 20	19	21	31
21 — 25	22	31	86
26 — 30	8	23	80
31 — 35	6	8	27
36 以上	6	6	15
不明	0	3	2
計	66	94	243
平均年齢	24.74歳	25.08	25.21

第 20 表 婚姻形式別件数表

	前期	中期	後期
嫁入	63	91	221
夫入	3	3	19
養子	0	0	3
計	66	94	243

第 21 表 婚姻住所別件数表

	前期	後期
村内	19 28.8%	53 21.4%
入村	17	49
出村	22	66
不明	8 12.1	75 31.3

第 24 表 婚姻年齢別件数(男子)表

	前期	中期	後期
20歳以下	1	1	1
21 — 25	6	3	23
26 — 30	12	13	39
31 — 35	9	14	32
36 — 40	4	7	14
41 — 45	3	6	38
46 以上	5	3	6
計	40	47	153
平均年齢	33.9歳	33.3	32.6

第 22 表 身分別婚姻件数表

	前期	後期
五苗間	8	19
下百姓間	6	20
五苗と下百姓間	0	2
計	14	41

注 中期は不明

二〇四 (一〇一六)

第27表 分家事例表

グループ別	計	分家時の戸主に対する続柄						分家の年齢						分家時の婚姻の有無					
		長男	次男	兄弟	女子	養子	傍系	20以下	21-30	31-40	41-50	51以上	不明	既	同	未	不明		
延宝2 — 元禄元	禪 五苗 宗 西本願寺 計	高橋瀬見	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
		高橋玉野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		五苗以外	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
		西本願寺	6	2	0	0	1	2	0	1	0	1	2	2	1	0	4	0	0
計	8	4	0	0	1	2	0	1	0	2	2	2	1	0	4	2	0		
寛延4 — 天明8	禪 五苗 宗 西本願寺 計	高橋瀬見	8	2	4	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	4	3	
		高橋玉野	5	1	4	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	0	1	2
		五苗以外	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	0
		西本願寺	18	5	1	0	11	0	0	1	1	3	4	0	0	10	3	4	8
計	33	9	9	1	11	1	0	2	3	7	9	2	1	11	4	12	13		
文化6 — 明治5	禪 五苗 宗 西本願寺 計	高橋瀬見	6	1	4	0	0	0	0	1	0	3	1	0	1	1	0	1	
		高橋玉野	9	1	5	0	0	2	1	0	4	3	1	0	1	0	2	0	
		五苗以外	2	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	
		西本願寺	17	0	5	2	8	0	1	1	0	7	3	2	0	5	4	3	
計	34	2	15	2	8	2	2	3	4	14	6	2	2	6	6	6	17		

第29表 延宝2年～元禄元年下人出身地別表

出身村名	下男	下女	計	出身村名	下男	下女	計
神海村	254	151	405	則松村	0	6	6
佐原村	85	44	129	木振村	0	1	1
川内村	69	20	89	中島村	0	3	3
金原村	3	11	14	下長瀬村	10	11	21
木倉村	12	16	28	大桑村	1	0	1
木知原村	35	20	55	真桑村	0	1	1
奥村	18	4	22	赤石村	0	6	6
山口村	2	2	4	文珠村	5	4	9
以上外山筋				かけ村	1	0	1
更地村	12	31	43	大井村	1	0	1
寺内村	2	1	3	曾井村	0	2	2
岐礼村	23	11	34	古川村	0	8	8
伊自良村	9	4	13	板所村	0	1	1
夕木村	4	7	11	徳原村	0	1	1
下笠村	1	0	1	安食村	1	0	1
西黒野村	5	4	9	水鳥村	0	1	1
上保村	5	3	8	平野村	2	0	2
八又村	1	0	1	木内村	2	0	2
				不明	64	87	151

第28表 続柄別分家数

前	五苗	長男	次男
		(兄)分家	(弟)分家
前	五苗	1	0
期	下百姓	3	1
中	五苗	4	8
期	下百姓	6	12
後	五苗	2	9
期	下百姓	2	14
計		18	44

第25表 婚姻圏村別件数表

延宝2—元禄元		文化6—明治5					
村名	件数	村名	件数	村名	件数	村名	件数
更地村	4	川内村	15	長瀬村	2	鶴飼村	1
長屋村	4	岐礼村	13	坂本村	2	曾井村	1
佐原村	4	木知原村	11	上秋村	1	木曾屋村	1
上長瀬村	3	金原村	10	中島村	1	奥村	1
木知原村	3	佐原村	9	石原村	1	温井村	1
岐礼村	3	鎌倉村	5	洞田村	1	古川村	1
高上村	3	木倉村	5	有里村	1	小野村	1
夕川村	2	名礼村	5	下長瀬村	1	西小鹿村	1
有政村	1	山口村	5	門脇村	1	秋沢村	1
時野村	1	文珠村	4	身延村	1	法林寺村	1
高坂村	1	更地村	4	軽海村	1	則松村	1
三橋村	1	肥田村	3	数屋村	1	木原村	1
文見村	1	高科村	3	長屋村	1	上郷村	1
神所村	1	上保村	3	上長瀬村	1	結城村	1
則松村	1	赤石村	3	安食村	1	木造横丁	1
林村	1	野村	2	下鶴飼村	1		
		西郷村	2	政田村	1		
		衣斐村	2	長島村	1		
21カ村	39					51カ村	115

第26表 相続事例表

グループ別	計	前戸主との続柄				相続の理由			婚姻の有無		相続者の年齢											
		長男	次男	女子	傍系	死	隠	其	不	既	同	未	不明	20以下	21-30	31-40	41-50	51-60	61以上	不明		
延宝2—元禄元	A	6	2	1	1	1	0	3	2	0	1	4	1	0	1	0	1	4	0	1	0	0
	B	11	4	2	1	4	0	7	2	0	2	1	3	3	4	2	3	1	4	0	1	0
	C	11	6	0	1	4	0	7	1	0	3	2	0	5	4	2	2	3	3	1	0	0
計	28	12	3	3	9	1	17	5	0	6	7	4	8	9	4	6	8	7	2	1	0	
寛延4—天明8	禪五苗	20	16	2	0	2	0	12	5	3	0	4	2	14	0	3	9	4	3	1	0	0
	高橋瀬見	19	11	3	0	4	1	8	1	4	6	5	3	10	1	3	4	3	2	1	1	5
	高橋玉野	25	15	1	2	7	0	17	1	2	5	8	2	14	1	5	2	12	2	2	1	1
西本願寺	57	32	8	7	9	1	31	5	3	18	12	9	29	7	11	16	9	9	3	0	9	
計	121	74	14	9	22	2	68	11	12	30	29	16	67	9	22	31	28	16	7	2	15	
文化6—明治5	禪五苗	22	16	2	2	1	1	14	3	3	2	5	4	13	0	4	12	3	3	0	0	0
	高橋瀬見	28	18	2	1	3	4	14	7	0	7	13	3	12	0	2	15	6	2	0	1	
	高橋玉野	18	9	2	1	2	3	11	4	2	1	4	3	10	0	3	7	5	3	0	0	
西本願寺	74	40	11	3	8	11	35	17	5	17	18	15	37	3	8	30	22	5	1	0	8	
計	142	83	17	7	14	19	74	31	10	27	40	25	72	3	17	61	35	17	3	0	9	

あとがき 野村兼太郎教授の指導された研究会において、先生が多量蒐集にとめられた近世庶民史料を利用して美濃国本巢郡神海村に関する戸口統計の共同研究が行なわれたのは戦後まもない昭和二三年四月から同二六年三月にかけての事であった。この共同研究に参加したものの氏名は次の通りである。

昭和二年三月卒業 河合平三郎・青山金男・益子潔・柴田正之・浅井達也・津田康信・渡辺幸雄・松島良一・尾沢信四郎・土橋俊一
昭和二年三月卒業 児玉俊一郎・河村實・竹内善一郎・山口景通
野崎修平

昭和二年九月卒業 有坂勝治・稲葉昭治・菊池章・杉山啓之助・高橋富雄・西村佳男・増田馨・三浦康司・山崎忠・安沢秀一
昭和二年三月卒業 久津正行・新庄紀・竜野ケイ子・平野絢子
昭和二年三月卒業 稲森慎二

当時野村先生は「宗門人別帳の研究」を公にする計画をもち、人口史の研究を進められていた。先生の意図と、近世史料に未習熟の学生達にとって取付き易いという利点とが相まって、共同研究の題材として宗門人別帳が取上げられたものようである。

共同研究は原本にもとづいて利用し易い複本を作成することから始められた。年代・持高・旦那寺、人名・年齢・性別・注記等の欄をもつカード一枚に戸分の家族全員を書込み、年度毎に通し番号をふしたものが全年度にわたって作られた。ついで右のカードを整理して、家毎の系譜や結合・分離の状態を明らかにして通し番号と

は別に「家番号」を附し、あるいは年度毎の各種人口統計及びグラフ作成のための数値をとって、統計のための操作が加えられた。また昭和二年から数回にわたって有志による現地調査が行なわれ、神海村の高橋家から寛永廿年の「家付覚」ほか多数の史料を採集し、あるいは岐阜県立図書館蔵の神海村「御用留」を筆写するなどの成果をあげた。なお徳川林政史研究所の所三男氏の御高配によって前記史料とは別種の神海村関係史料を利用し得るようになったことも記しておかねばならない。

かくして神海村に関する共同研究は漸く終りに近づき、従来成果を利用した卒業論文もかかれるに至った。「徳川時代の一山農村の変遷について―美濃国神海村の新田開発を中心として―」(久津)「婚姻を通してみた神海村の性格」(竜野)、「徳川時代の手作経営と下人労働について―本百姓の性格とその分解過程―神海村の場合―」(平野)の三篇がそれである。

ついで昭和二年、ローマにおける世界人口会議で野村先生が報告されるに際し、その資料として神海村の研究成果を安沢秀一、竜野ケイ子が整理して先生に提出した。これは著書「On Cultural Conditions Affecting Population」に利用された。

本稿は右の提出資料に安沢秀一が補筆をなしたものであって、上記の共同研究の成果を充分に反映し得たか否かを恐れるものであり、誤りありとすれば、それはすべて執筆者の責任である事を附記しておきたい。